

開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

書面及びインターネット等による 議決権行使期限

2020年6月18日（木曜日）午後5時45分

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件

<新型コロナウイルス感染症への対応>

本総会における新型コロナウイルス感染症への対応に関しましては、本招集ご通知に同封の「当社定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」に詳細をご案内しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

また、本総会当日までの感染拡大の状況等により上記対応を更新する場合がございますので、随時、当社ウェブサイト（<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock>）をご確認くださいようお願い申し上げます。

第 152 期

定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日 ▶ 2020年3月31日

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に



パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8053/>



住友商事

Enriching lives and the world

証券コード 8053



株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々やご遺族の皆様にご心で哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）定時株主総会を6月19日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第152期の住友商事グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださるようお願い申し上げます。

2020年5月

代表取締役
社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

目 次

■ 株主の皆様へ	1
■ 住友商事グループの経営理念	2
■ 定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	6
■ (ご参考)コーポレートガバナンスに対する取組の概要	20
■ (ご参考)取締役及び監査役の選任基準	24
■ (ご参考)当社の役員報酬制度の概要	25
■ 事業報告	27
■ (ご参考)住友商事グループのマテリアリティ(重要課題)	50
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	55
■ 監査報告書	57

- 当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項及び書類につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社の会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」
 - ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイトに掲載の事項及び書類を含む監査対象書類を監査しています。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項をお知らせいたします。

《当社ウェブサイト》

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>

住友商事グループの経営理念

当社は、住友400年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書」の精神を起源とし、400年を超える長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。

ほかにも、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「^{じりりりたこうしいちに}自利利他公私一如」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。

当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃）
（写真提供／住友史料館）

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第152期定時株主総会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類（6～19ページご参照）をご検討いただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただける場合には、2020年6月18日（木曜日）の午後5時45分までにお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

2020年6月19日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo（オークラ東京）

オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が少なくなる見込です。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト（<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock>）に掲載いたします。

●報告事項

1. 第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

株主総会の
目的である事項

●決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与の支給の件

以 上

議決権行使 についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2020年6月19日(金曜日)
午前10時
〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2020年6月18日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

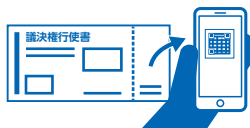


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2020年6月18日(木曜日)
午後5時45分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2020年6月18日(木曜日)
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォン又は
携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

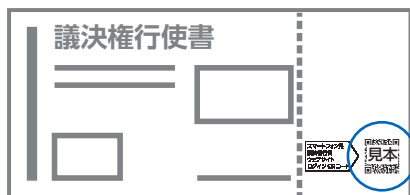
機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

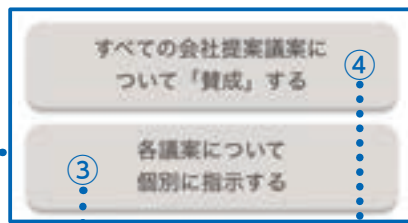


※QRコード※は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

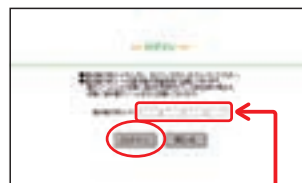
●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2018年度からの3か年を対象とする「中期経営計画2020」においては、連結配当性向30%程度を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

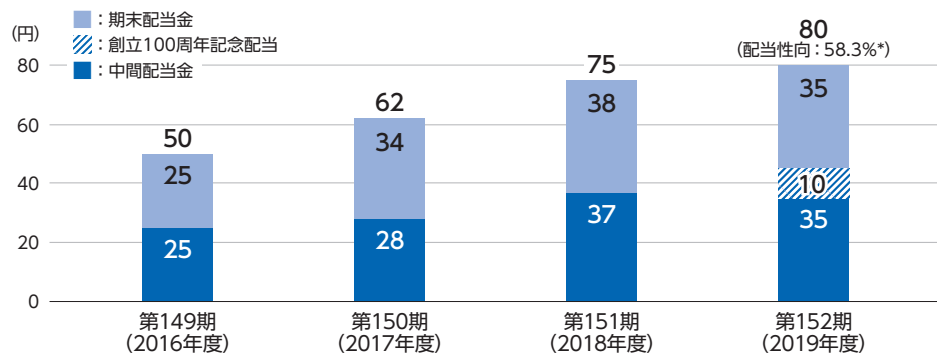
当社は、2019年11月1日の当期第2四半期連結決算発表時に、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)の通期見通しを、期初予想の3,400億円から3,000億円に修正しましたが、その主な要因がキャッシュベースの収益力の低下によるものであったことから、当期の予想年間配当金を、上記の配当方針に基づき、期初予想の1株当たり90円（普通配当80円、創立100周年記念配当10円）から80円（普通配当70円、同記念配当10円）に修正しました。

最終的に、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益は、新型コロナウイルスの感染拡大及びこれに伴う事業環境の急速な悪化等により1,714億円となり、上記の修正後の業績予想からさらに大幅に悪化したものの、その主な要因がキャッシュ・フローの流出を伴わない一時的な損失であることから、長期にわたる安定配当という基本方針を踏まえ、上記の修正後の配当額を維持し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり 35円 総額 43,724,888,830円 なお、中間配当金として1株当たり45円(内訳：普通配当35円、創立100周年記念配当10円)をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり80円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年6月22日

(注)「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



* 普通配当70円の配当性向は51.0%

第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者11名のうち5名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者5名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、24ページをご参照ください。）

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位・担当	取締役 在任期間	指名・報酬 諮問委員会 委員 *6	社外取締役の専門性・経験					
								企業 経営	投資	金融	法律	政府 機関	情報・ 通信
1	なか	むら	くに	はる	再任	取締役会長	11年	○					
2 *1	ひょう	どう	まさ	ゆき	再任	代表取締役 社長執行役員 CEO	2年 *5	○					
3 *1	なん	ぶ	とし	かず	再任	代表取締役 副社長執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDO *2	1年	—					
4 *1	やま	の	ひで	き	再任	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO *3	2年	—					
5 *1	せい	しま	たか	ゆき	再任	代表取締役 常務執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO *4	1年	—					
6 *1	しお	み		まさる	新任	常務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・ リスクマネジメント担当役員 CFO	—	—					
7	え	はら	のぶ	よし	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	4年	◎	●	●	●	—	—
8	いし	だ	こう	じ	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	3年	○	●	—	●	—	●
9	いわ	た	き	みえ	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	2年	○	●	—	—	—	●
10	やま	ざき		ひさし	再任 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役	2年	—	—	—	—	●	●
11	い	で	あき	こ	新任 独立役員 社外取締役候補者	—	—	—	●	—	—	—	—

(注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。

2. *2 CDO : Chief Digital Officer

3. *3 CSO : Chief Strategy Officer、CIO : Chief Information Officer

4. *4 CAO : Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer

5. *5 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。

6. *6 ○は委員、◎は委員長（いずれも2020年4月1日現在）を示します。指名・報酬諮問委員会は5名（うち社外取締役3名）で構成されています。



候補者番号 1 中村 邦晴

再任

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1950年8月28日生	138,100株	16回中16回（100%）
		取締役在任期間
		11年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1974年 4月 当社入社
 2009年 6月 代表取締役 専務執行役員
 2012年 4月 代表取締役 副社長執行役員
 2012年 6月 代表取締役社長
 2017年 4月 代表取締役社長 CEO
 2017年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO
 2018年 4月 代表取締役会長
 2018年 6月 取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

日本電気株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーショングループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から2018年3月まで代表取締役社長 CEO・代表取締役 社長執行役員 CEOを務め、2018年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 2 兵頭 誠之

再任

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1959年6月26日生	62,700株	16回中16回（100%）
		取締役在任期間
		2年（本総会終結時）（*）

（*）兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、当社取締役に在任していました。

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
 2016年 6月 代表取締役 常務執行役員
 2017年 4月 代表取締役 専務執行役員
 2017年 6月 専務執行役員
 2018年 4月 社長執行役員 CEO
 2018年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO（現職）

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に電力インフラ関連事業に携わり、インドネシア住友商會社社長、経営企画部長、環境・インフラ事業部門長等を経て、2018年から代表取締役 社長執行役員 CEOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 3 南 部 智 一

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1959年1月21日生	58,100株	13回中13回（100%） （2019年6月21日就任以降の状況）
		取締役在任期間
		1年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|--------|----------|--|
| 1982年 4月 | 当社入社 | 2019年 6月 | 代表取締役 専務執行役員
メディア・デジタル事業部門長
CDO |
| 2012年 4月 | 執行役員 | 2020年 4月 | 代表取締役 副社長執行役員
メディア・デジタル事業部門長
CDO（現職） |
| 2015年 4月 | 常務執行役員 | | |
| 2017年 4月 | 専務執行役員 | | |

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、鋼管本部長、米州住友商會社社長、メディア・ICT事業部門長等を経て、現在は代表取締役 副社長執行役員 メディア・デジタル事業部門長 CDOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 4 山 埜 英 樹

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1960年2月23日生	21,452株	16回中16回（100%）
		取締役在任期間
		2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

- | | | | |
|----------|--------------------------------------|----------|--|
| 1983年 4月 | 当社入社 | 2018年 6月 | 代表取締役 常務執行役員
コーポレート部門 企画担当役員
CSO・CIO |
| 2016年 4月 | 執行役員 | 2020年 4月 | 代表取締役 専務執行役員
コーポレート部門 企画担当役員
CSO・CIO（現職） |
| 2018年 4月 | 常務執行役員
コーポレート部門 企画担当役員
CSO・CIO | | |

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にインフラ関連事業に携わり、環境・インフラプロジェクト事業本部長、経営企画部長等を経て、現在は代表取締役 専務執行役員 企画担当役員 CSO・CIOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 せい しま たか ゆき
5 清 島 隆 之

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1962年1月1日生	24,500株	13回中13回 (100%) (2019年6月21日就任以降の状況)
		取締役在任期間
		1年 (本総会終結時)

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
2016年 4月 執行役員
2019年 4月 常務執行役員
コーポレート部門
人材・総務・法務担当役員
CAO・CCO

2019年 6月 代表取締役 常務執行役員
コーポレート部門
人材・総務・法務担当役員
CAO・CCO (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主にリスクマネジメント関連業務やインフラ関連事業の統括業務に携わり、環境・インフラ事業総括部長、米州住友商事会社副社長 兼 CFO、人材・総務・法務担当役員補佐 (秘書・人事担当) 等を経て、現在は代表取締役 常務執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 しお み まさる
6 塩 見 勝

新 任

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1962年10月22日生	14,100株	—
		取締役在任期間
		—

略歴、地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2013年 4月 アジア大洋州住友商事グループ
アジア大洋州コーポレートユニット長
理事 アジア大洋州総支配人補佐、
アジア大洋州住友商事グループ
アジア大洋州コーポレートユニット長
理事 財務部長を経て
2017年 4月 執行役員 財務部長

2018年 4月 執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐
(財務担当)
2020年 4月 常務執行役員
コーポレート部門
財務・経理・リスクマネジメント担当役員
CFO (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に財務関連業務に携わり、アジア大洋州コーポレートユニット長、財務部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (財務担当) 等を経て、現在は常務執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

7

え は ら の お よ し
江 原 伸 好

再 任

社外取締役
候 補 者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1951年10月17日生	0株	16回中16回（100%）
		社外取締役在任期間
		4年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1978年 9月	モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー 入社	1999年 1月	ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役
1980年10月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー 入社	2016年 6月	当社社外取締役（現職）
1988年10月	同社 パートナー	2020年 2月	ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー（現職）
1996年11月	同社 リミテッド・パートナー		

重要な兼職の状況

ユニゾン・キャピタル株式会社 パートナー

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり米国大手金融機関において要職を歴任し、プライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

当社は、江原伸好氏のユニゾン・キャピタル株式会社の代表取締役在任中に、同社が出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行い、当該出資に当たり同社株主（ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。）との間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.001%未満及びユニゾン・キャピタル株式会社の運用資金総額の0.1%未満と僅少です。また、当社は、同氏のユニゾン・キャピタル株式会社の代表取締役在任中に、同社の運営するファンドが出資している株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行い、当該出資に当たり同ファンドとの間で株主間契約を締結していますが、当社の出資金額は、当社の連結総資産額の0.01%未満及び同ファンドの運用資金総額の0.5%未満と僅少です。これらのことから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号

8

いし

だ

こう

じ

石田 浩二

再

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日

1947年6月22日生

所有する当社株式数

0株

2019年度における取締役会への出席状況

16回中16回（100%）

社外取締役在任期間

3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1970年 5月 株式会社住友銀行 入行
1997年 6月 同行 取締役
1999年 6月 同行 執行役員
2001年 1月 同行 常務執行役員 企画部長
2001年 4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
経営企画部長
2002年 6月 同行 常務執行役員
本店第一営業本部長
2003年 6月 株式会社三井住友フィナンシャル
グループ 代表取締役 常務取締役
2004年 4月 同社 代表取締役 専務取締役
2005年 6月 同社 常任監査役（2006年6月退任）
株式会社三井住友銀行 監査役
（2006年6月退任）

2006年 6月 三井住友銀リース株式会社
代表取締役社長 兼 最高執行役員
2007年10月 三井住友ファイナンス&リース株式会社
代表取締役社長（2011年6月退任）^(*)
^(*)2007年10月に、三井住友銀リース株式会社が住商リース株式会社と
合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社となりました。同氏は、
引き続き同社の代表取締役社長に就任しましたが、2011年6月を
もって退任しました。
2011年 6月 日本銀行政策委員会審議委員
（2016年6月退任）
2016年 7月 有限責任 あずさ監査法人
経営監理委員会委員
2017年 6月 当社社外取締役（現職）
2017年 7月 有限責任 あずさ監査法人
公益監視委員会委員（現職）

重要な兼職の状況

有限責任 あずさ監査法人 公益監視委員会委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

石田浩二氏は、2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してから既に14年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、2011年6月まで当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の業務執行者を務めていましたが、退任してから既に8年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との間の取引額は、同社年間連結売上高及び当社年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、現在、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の公益監視委員会委員を兼務しています。同委員会は、同監査法人が公益性の観点からの監視機能を強化することを目的として設置した監視機関であり、また、外部の第三者として同委員会の構成員となっている同氏は、同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務には関与しないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。



候補者番号

9

いわ た き み え
岩 田 喜美枝

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1947年4月6日生	0株	16回中16回（100%）
		社外取締役在任期間
		2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1971年 4月	労働省（現：厚生労働省）入省	2012年 7月	日本航空株式会社 社外取締役 （2018年6月退任）
1996年 7月	大臣官房審議官		公益財団法人21世紀職業財団 会長 （2018年6月退任）
1998年10月	大臣官房総務審議官	2013年 9月	内閣府 消費者委員会委員
2001年 1月	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 （2003年8月退官）	2015年10月	東京都監査委員（現職）
2004年 6月	株式会社資生堂 取締役 執行役員	2016年 3月	キリンホールディングス株式会社 社外取締役（2019年3月退任）
2007年 1月	内閣府 男女共同参画会議 議員	2016年 4月	株式会社ストライプインターナショナル 社外取締役（2019年4月退任）
2007年 4月	株式会社資生堂 取締役 執行役員常務	2018年 6月	当社社外取締役（現職）
2008年 4月	同社 取締役 執行役員副社長	2019年 6月	株式会社りそなホールディングス 社外取締役（現職）
2008年 6月	同社 代表取締役 執行役員副社長		味の素株式会社 社外取締役（現職）
2012年 3月	キリンホールディングス株式会社 社外監査役		
2012年 4月	株式会社資生堂 取締役		
2012年 6月	同社 顧問（2016年6月退任）		

重要な兼職の状況

東京都監査委員
株式会社りそなホールディングス 社外取締役
味の素株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり労働省（現：厚生労働省）において要職を歴任し、退官後は民間企業の経営者や社外役員を務めるなど、企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

岩田喜美枝氏は、2012年3月まで株式会社資生堂の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。



候補者番号 や ま ざ き
10 山 崎

ひ さ し
恒

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1948年11月14日生	0株	16回中16回（100%）
		社外取締役在任期間
		2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1974年 4月 判事補任官
1995年 4月 東京地方裁判所判事部総括
2000年12月 家庭裁判所調査官研修所長
2002年12月 最高裁判所事務総局家庭局長
2005年12月 前橋地方裁判所長
2007年 2月 横浜家庭裁判所長
2008年12月 東京高等裁判所判事部総括
2009年 8月 東京家庭裁判所長
2011年 2月 札幌高等裁判所長官
(2013年3月退官)

2013年 3月 公正取引委員会委員
(2015年12月退任)
2016年 8月 弁護士（現職）
2017年 7月 全国農業協同組合連合会
経営管理委員（現職）
2018年 6月 当社社外取締役（現職）
株式会社東京商品取引所 社外取締役
(2019年12月退任)

重要な兼職の状況

弁護士
全国農業協同組合連合会 経営管理委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

社外取締役候補者に関する特記事項

山崎恒氏が経営管理委員を務める全国農業協同組合連合会は当社の取引先ですが、その取引額は、同連合会の年間連結事業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。



候補者番号

11

い で
井 手あ き こ
明 子

新 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会への出席状況
1955年2月28日生	0株	—
社外取締役在任期間		
—		

略歴、地位及び担当

1977年 4月	日本電信電話公社 (現：日本電信電話株式会社) 入社	2008年 7月	同社 執行役員 中国支社長
2000年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 法人営業企画部長	2012年 6月	同社 執行役員 情報セキュリティ部長
2001年12月	同社 丸の内支店長	2013年 5月	らでいっしゅぼーや株式会社 代表取締役社長 (2014年5月退任)
2003年 6月	同社 お客様サービス部長	2013年 6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現：株式会社NTTドコモ) 執行役員 コマース事業推進担当
2004年 9月	同社 お客様サービス部長 兼 情報セキュリティ部長	2014年 6月	日本電信電話株式会社 常勤監査役 (現職) (*)
2005年 6月	同社 お客様サービス部長	2018年 8月	NTT株式会社 監査役 (現職) (*)
2006年 4月	同社 社会環境推進部長	(*) 2020年6月23日開催予定の日本電信電話株式会社の定時株主総会 終結の時をもって同社の監査役を退任する予定です。また、同日に NTT株式会社の監査役を退任する予定です。	
2006年 6月	同社 執行役員 社会環境推進部長		

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり大手通信事業者において要職を歴任し、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役を務めるなど、情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

井手明子氏は、2014年5月までらでいっしゅぼーや株式会社の代表取締役として業務執行に携わっていました。同社と当社との間には取引関係はありません。

井手明子氏が2014年6月まで執行役員を務めていた株式会社NTTドコモは当社の取引先ですが、その取引額は、同社の年間連結営業収益及び当社の年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏、山崎恒氏及び井手明子氏はいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。また、井手明子氏についても、各取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

3. 責任限定契約の締結

当社は、中村邦晴氏、江原伸好氏、石田浩二氏、岩田喜美枝氏及び山崎恒氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに井手明子氏との間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、永井敏雄氏及び加藤義孝氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、当該候補者2名はいずれも会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む。）については、24ページをご参照ください。）

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



候補者番号

1

なが い とし お
永 井 敏 雄

再

任

社外監査役
候補者

独立役員

生年月日

1949年7月13日生

所有する当社株式数

0株

2019年度における取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会 16回中16回（100%）

監査役会 15回中15回（100%）

社外監査役在任期間

4年（本総会終結時）

略歴及び地位

1974年 4月 判事補任官
1986年 4月 最高裁判所調査官
1997年 4月 東京地方裁判所判事部総括
2001年 9月 最高裁判所上席調査官
2006年12月 甲府地方・家庭裁判所長
2007年12月 東京高等裁判所判事部総括
2008年11月 最高裁判所首席調査官

2012年 3月 広島高等裁判所長官

2013年 3月 大阪高等裁判所長官
（2014年7月退官）

2014年 9月 弁護士（現職）

2015年 6月 東レ株式会社 社外監査役（現職）

2016年 6月 当社社外監査役（現職）

重要な兼職の状況

弁護士

東レ株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由等

長年にわたる裁判官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。



候補者番号 かとうよし たか
2 加藤 義孝

再任

社外監査役候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2019年度における取締役会及び監査役会への出席状況
1951年9月17日生	0株	取締役会 16回中14回 (87.5%) 監査役会 15回中14回 (93.3%)
		社外監査役在任期間
		4年（本総会終結時）

略歴及び地位

1974年11月 監査法人太田哲三事務所（*）入所
1978年 9月 公認会計士（現職）
1998年 5月 太田昭和監査法人（*）代表社員
2006年 6月 新日本監査法人（*）常任理事
2008年 8月 新日本有限責任監査法人（*）
理事長（2014年6月同監査法人退職）

2015年 6月 住友化学株式会社 社外監査役（現職）
2015年 6月 三井不動産株式会社 社外監査役（現職）
2015年 6月 損害保険料率算出機構 監事（現職）
2016年 6月 当社社外監査役（現職）

（*）現：EY新日本有限責任監査法人

重要な兼職の状況

公認会計士
住友化学株式会社 社外監査役
三井不動産株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由等

長年にわたる公認会計士としての経歴から財務及び会計並びに会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

社外監査役候補者に関する特記事項

加藤義孝氏は、2014年6月まで新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）の理事長として業務執行に携わっていました。同監査法人と当社との間には取引関係はありません。

- （注）1. 各候補者と当社との特別の利害関係
各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 独立役員
永井敏雄氏及び加藤義孝氏はいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は各氏を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. 責任限定契約の締結
当社は、永井敏雄氏及び加藤義孝氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。

第4号議案

取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役5名（当期末時点の取締役会長及び社外取締役を除く。）に対し、取締役賞与として、総額1億9,400万円以内で、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給することといたしたいと存じます。

以 上

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要^(注1)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したものであり、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの継続的な強化を図っています。

2. コーポレートガバナンス体制と特徴

当社では、監査役会設置会社制度のもと、独立性のある社外取締役及び社外監査役の選任並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会の設置により経営の監督・監視機能を強化するとともに、執行役員制度の導入・経営会議の設置等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築しています。

3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役及び取締役会

①取締役会の構成・社外取締役の選任

取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保しています。また、取締役10名^(注2)のうち、経験や専門性が異なる社外取締役4名^(注3)を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の

強化を図っています。各社外取締役は、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（24ページをご参照ください。）を満たしています。

②取締役会での審議の充実、モニタリング機能の強化

取締役会では、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選し、同時に、取締役会のモニタリング機能を強化するために、取締役会への報告事項を充実させ、取締役会が業務執行の監督に一層注力できるようにしています。また、重要なテーマについては決議に先立って自由に意見交換する機会を設けています。

③取締役会長・社長執行役員の職務の分離及び在任期間の制限

相互牽制の観点から、原則として、取締役会長及び社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。取締役会長の役割は、経営の監督を行うことであり、日常の業務執行に関与せず、代表権はありません。また、取締役会長及び社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

④取締役会の諮問機関の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）を設置しています。同委員会は、
①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、
②取締役会長の選定・解職の方針・手続、

(注1) 取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2020年3月31日時点の状況を記載しています。

(注2) 本総会第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は11名となります。

(注3) 本総会第2号議案が原案どおり承認可決された場合、社外取締役は5名となります。

③取締役及び監査役の指名基準、④社長執行役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む。）、⑤取締役及び監査役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む。）、⑥経営会議構成員の選任、⑦取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠、⑧顧問制度に関する検討を行い、その結果を取締役に答申します。

2019年5月には、同委員会の答申に基づき、取締役会の決議を経て、従来、社長執行役員・取締役会長経験者に対し委嘱していた相談役・名誉顧問制度を見直しました。今後は相談役・名誉顧問に替え、有期の特別顧問を委嘱することとします。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析、評価を行い、その結果の概要を開示しています。2019年度は、取締役会の実効性を更に高めるための取組につなげることを目的に、2018年度に引き続き、アンケート（回答は匿名）に加え、第三者によるインタビューも実施しました。2019年度の実効性評価及びその結果の概要は、以下のとおりであり、これらの内容は、2020年3月24日開催の取締役会で報告されました。

1. 評価の手法

- (1) 対象者：取締役全員（10名）及び監査役全員（5名）
- (2) 実施方法：2019年12月～2020年1月にアンケート（回答は匿名）及びインタビューを実施しました。*実施に当たっては第三者（外部コンサルタント）を活用

- (3) 評価項目：①取締役会の構成 ②取締役会の運営 ③取締役会の審議の充実・モニタリング機能の強化 ④社外役員への情報提供その他支援の体制 ⑤自身の取組等 ⑥改善施策の評価 等
- (4) 評価プロセス：第三者（外部コンサルタント）が集計したアンケート及びインタビューの回答内容をもとに、分析した結果を取締役に報告しました。

2. 評価結果の概要

第三者による評価・分析の結果、全体的に当社の取締役会は概ね実効的に機能していると評価されています。

2018年度の評価で課題として認識され、2019年度に改善に取り組んだ事項（3.をご参照ください。）については、いずれも改善につながっている旨の肯定的な評価が大勢であったことを確認しました。

一方、取締役会の構成、重点的に議論すべき事項の審議の充実、取締役会のモニタリング機能の更なる強化等について、取締役会の実効性の向上に向けたさまざまな意見・提言があり、課題認識があることを確認しました。

これを踏まえ、当社の取締役会の実効性の更なる向上のため、今後、取締役会が取り組んでいくべき課題や重点事項について、取締役会で議論してまいります。

3. 2018年度取締役会評価における課題への2019年度の主な取組

2018年度の実効性評価において課題として指摘があった、各事業部門からの部門戦略及び具体的な取組とその進捗状況に関する定例報告の在り方及び審議時間の見直し並びに説明資料の内容の

改善について、2019年度においては、①重点的に議論すべき議案の審議時間をより多く確保し、審議の充実を図るために、議場では案件審議のため重要ポイントに絞った議論を行うこと、②経営戦略、経営計画及び事業ポートフォリオを重点的に討議すべき事項と位置づけ、各事業部門からの部門戦略及び具体的な取組とその進捗状況に関する定例報告においては、「中期経営計画2020」を推進するうえで抱える課題とその解決策・対処方針に焦点を当てて説明すること、③取締役会資料について、説明資料（本編）中に脚注等で専門用語を解説することや議論のポイントの明確化の徹底を図ることなど、取締役会の実効性を更に向上させるための施策に取り組みました。

(2) 監査役及び監査役会

①監査役体制の強化・充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、監査役5名のうち3名を法律又は会計の専門家からなる社外監査役としており、多角的な視点からの監査体制となっています。また、全ての社外監査役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準（24ページをご参照ください。）を満たしています。

②監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、原則として毎月1回、取締役会長・社長執行役員及び社外取締役と意見を交換しています。

③内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るなど、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

(3) 取締役・監査役のトレーニング及び情報提供

社外取締役・社外監査役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画及びリスク管理体制などについて説明する機会を設けています。これに加え、取締役及び監査役が必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽を行えるよう、必要に応じて書籍を配布するとともに、セミナーやeラーニングなどの機会も提供しており、これらに要する費用の支援も行っています。

また、住友の事業精神への理解を深めるため、原則として社外取締役・社外監査役は就任年度中に住友関連施設を訪問することとしています。さらに、社外取締役には、少なくとも毎年国内1回及び海外1回の現場視察の機会を提供しています。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

①株主総会に関連した取組

定時株主総会の約3週間前に招集通知を発送するとともに英訳版も作成し、招集通知の発送に先立って当社ウェブサイトに掲載しています。

さらに、インターネットによる議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む。）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、当社ウェブサイトにて、株主総会終了後一定期間、株主総会の模様を動画配信しています。

②各種情報の開示

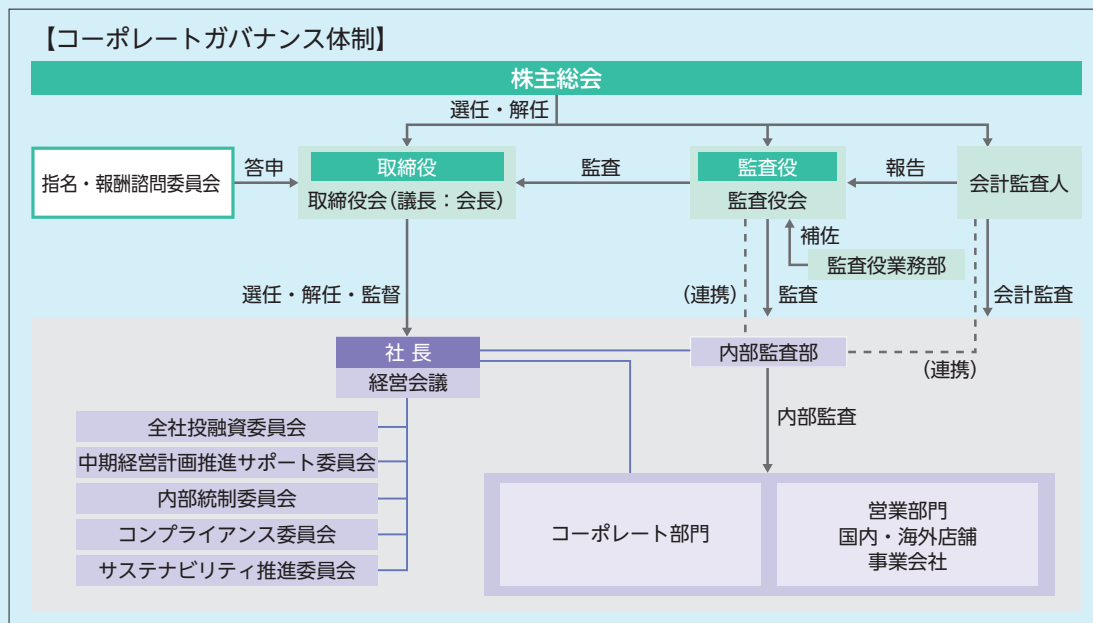
当社ウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である統合報告書を発行し、積極的な情報開示を行っています。

③IR・SR活動

株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関

投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行うとともに、海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、全国主要都市で会社説明会を開催しています。さらに、当社株式を実質的に保有する国内及び欧州・北米の機関投資家の議決権行使担当者等と面談し、当社の環境（E）、社会（S）及びガバナンス（G）に関する取組や方針等について建設的な対話（エンゲージメント）を行っています。今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト（<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/about/governance/detail>）に詳細な内容を掲載しています。



(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 当社の役員報酬制度の概要

1. 役員報酬等の決定プロセス

取締役の報酬等（業績連動賞与を除く。）については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定しています。取締役会決議にあたっては、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会にて内容が検討され、その結果を取締役に答申することにより、透明性及び客観性を一層高めるよう努めています。

業績連動賞与については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て、支給することとしており、毎年株主総会において、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給する旨及びその限度額についてご承認いただいています。業績連動賞与の各役員への配分（個人評価）については、社長が各役員との面談を経て決定し、その結果を指名・報酬諮問委員会に報告しています。

また、監査役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会にて審議のうえ、株主総会にて決議された限度額の範囲内で、個々の報酬について監査役の協議により決定しています。

2. 役員報酬等の基本方針及び体系

取締役及び監査役の報酬等の内容の決定については、当社グループのガバナンス強化と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営戦略と連動した持続的な成長を後押しする報酬制度を実現するため、以下の基本方針等を定めています。

(1) 基本方針

- 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定します。
- 固定報酬（例月報酬）と変動報酬（短期的な成果に連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値に連動する株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬））の割合等を適切に設定することにより、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものとします。
- 当社グループの経営戦略と業績連動賞与の関連性を重視することにより、経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また具体的な経営目標の達成を強く動機付けるものとします。
- 株式報酬制度について、株主価値との連動性を重視することにより、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上にむけた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとします。

(2) 役員の報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。）

報酬等の種類		支給対象			
		業務執行取締役／ 執行役員 (注1)	取締役会長 (注2)	社外取締役 (注3)	監査役 (注4)
固定	例月報酬	●	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—	—
	譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）	●	●	—	—
	業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）	●	●	—	—

(注1) 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、「例月報酬」「業績連動賞与」「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されています。

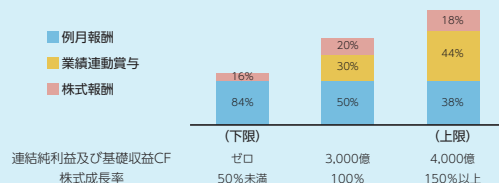
(注2) 取締役会長の報酬は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」にて定めっているとおり、経営の監督を主たる役割としていることから、「例月報酬」に加え、株主価値の向上に資する「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されています。

(注3) 社外取締役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給します。

(注4) 監査役の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監査及び監督する立場にあることから、固定報酬（「例月報酬」）のみで構成され、毎月定額を支給します。

(3) 業務執行取締役及び執行役員の報酬水準及び報酬構成比率

- 外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、適切な報酬水準及び報酬構成比率を設定しています。
- 業務執行取締役の報酬構成比率は、連結純利益^(注1)及び基礎収益キャッシュ・フロー^(注2)が3,000億円、株式成長率^(注3)が100%を達成した場合に、例月報酬、業績連動賞与及び株式報酬がそれぞれ50：30：20となるように設定しています。業績達成シナリオ毎のイメージは、右記のとおりです。

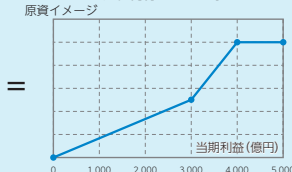


(4) 業績連動賞与

経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画2020において、重視すべき業績管理指標として掲げる、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フローに応じて総支給額を決定し、各役員への支給額は、役位及び個人評価に応じて配分のうえ、年度末終了後に支給しています。また、各役員の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（当社グループの持続的な成長に向けたマテリアリティ（重要課題）への取組やリーダーシップの発揮等）の両側面により行います。個人評価における財務指標による評価と非財務指標による評価の比率は、原則として50：50としています。

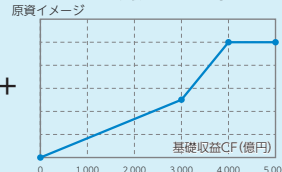
① 賞与総支給額

連結純利益の一定割合



=

基礎収益CFの一定割合



② 個人別賞与支給額 = 賞与総支給額 × 役位及び個人評価に応じた係数

(5) 譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）

中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付します。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約（譲渡制限付株式割当契約）を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間とします。

(6) 業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）

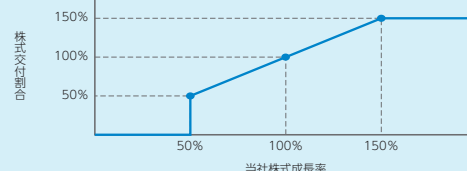
当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、原則として毎年、3年間の評価期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当含む当社株価成長率の割合）に応じて算定された数の当社普通株式を交付します。

[当社株式成長率の評価期間(イメージ)]

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
2018年プラン	← 評価期間 →			●株式交付		
2019年プラン		← 評価期間 →			●株式交付	
2020年プラン			← 評価期間 →			●株式交付

[交付株式数の算定方法]

交付株式数 = 役位別基準交付株式数 × 当社株式成長率（株式交付割合） × 役務提供期間比率
<株式交付割合>



(注1)「連結純利益」は、国際会計基準（IFRS）の「当期利益（親会社の所有者に帰属）」と同じ内容を示しています。

(注2)「基礎収益キャッシュ・フロー」＝「基礎収益」－「持分法による投資損益」＋「持分法投資先からの配当」

(*)「基礎収益」＝（「売上総利益」＋「販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）」＋「利息収支」＋「受取配当金」）×（1－税率）＋「持分法による投資損益」

(注3)「株式成長率」＝（（評価期間終了月平均当社株価＋評価期間配当総額）÷（評価期間開始月平均当社株価））÷（（評価期間終了月平均TOPIX）÷（評価期間開始月平均TOPIX））

I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は、緩やかな成長に留まりました。長期に渡る米中通商問題の緊張により先行き不透明感が強まったことで、貿易や投資が伸び悩んでいましたが、2020年に入り新型コロナウイルス（COVID-19）が世界的に感染拡大し、経済活動には未だかつて経験したことのないような制約要因となり、世界の経済活動は急減速しました。米国では、低失業率を背景に個人消費は景気の下支えとなってきましたが、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響で足下では失業が急激に増加し、経済活動に深刻な悪影響を及ぼしています。中国では、米国との通商問題の深刻化が経済活動の重しとなり、消費者マインドが悪化したことで、自動車など耐久財の消費に陰りが見られていたところに新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が重なり経済活動に甚大な影響が出ています。欧州でも予てから景気回復の動きが弱まっていたところに、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大が景気に対して極めて強い下押し圧力となっています。国際商品市況では、需要鈍化の影響により、多くの商品価格は下落傾向となりました。特に原油は、生産調整の不調に加えて、パンデミック対応による移動制限が重なったことで需給バランスが短期間で大きく崩れ、価格は暴落しました。

国内経済は、外需の低迷や消費増税により個人消費の伸びが減速基調となるなど景気回復の動きが弱まっていたところに、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大により経済活動は停滞し、極めて厳しい状況を迎えることになりました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注1)は1,714億円となり、前期に比べ1,492億円の減益となりました。一過性損益については、米国を中心とした鋼管事業において、原油価格の下落などによる減損損失及び在庫評価損を計上したことや、ボリビア銀・亜鉛・鉛事業での一過性損失を計上したことなどから約770億円の損失となり、前期に比べ約690億円の減益となりました。

一過性を除く業績は約2,480億円となり、前期に

(単位：億円)	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)	増減
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	3,205	1,714	△1,492
一過性損益	約 △80	約 △770	約 △690
一過性を除く業績 (内、資源ビジネス)	約 3,290 (610)	約 2,480 (250)	約 △810 (△360)
(内、非資源ビジネス)	(2,680)	(2,230)	(△450)
基礎収益 ^(注2)	3,207	2,220	△988
基礎収益 キャッシュ・フロー ^(注3)	2,900	2,390	△510

(注1) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2) 「基礎収益」＝（売上総利益＋販売費及び一般管理費（除く貸倒引当金繰入額）＋利息収支＋受取配当金）×（1－税率）＋持分法による投資損益

(注3) 「基礎収益キャッシュ・フロー」＝基礎収益－持分法による投資損益＋持分法投資先からの配当

比べ約810億円の減益となりました。非資源ビジネス^(注4)は、電力EPC案件に係る建設工事が進捗したことや不動産事業が堅調に推移した一方で、北米鋼管事業が需要減少などにより減益となったことや、米中貿易摩擦などの影響で自動車関連事業が低調に推移したことなどにより減益となりました。また、資源ビジネス^(注5)は、主に資源価格の下落によりボリビア銀・亜鉛・鉛事業や豪州石炭事業などで減益となりました。

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、円高に伴う減少があった一方で、IFRS第16号「リース」適用による増加があったことなどから、前期末に比べ2,121億円増加し、8兆1,286億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注6)は、親会社の所有者に帰属する当期利益の積み上げがあった一方、円高の影響や配当金の支払があったことなどから、前期末に比べ2,274億円減少し、2兆5,441億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債^(注7)は、前期末に比べ417億円増加し2兆4,688億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注8)は、1.0倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金が増加した一方で、コアビジネスが資金を創出し、基礎収益キャッシュ・フローが2,390億円のキャッシュ・インとなったことなどから、合計で3,266億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、英国洋上風力発電事業の売却や航空機エンジンリース事業の共同事業化など資産入替による回収が約1,200億円あった一方で、北欧駐車場事業の買収や米国オフィスビルの取得など、約3,500億円の投融資を行ったことなどから、2,034億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリーキャッシュ・フローは、1,232億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、577億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末に比べ500億円増加し7,104億円となりました。

(注4) 非資源ビジネスとは、全社で行っているビジネスのうち、資源ビジネス（以下、(注5)をご参照ください。）以外のビジネスを指します。

(注5) 資源ビジネスとは、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」が行っているビジネスを指します。

(注6) 「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち住友商事の株主に帰属する持分を示しています。

(注7) 「有利子負債」は、社債及び借入金（流動・非流動）の合計であり、リース負債は含まれていません。

(注8) 「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio) は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

③ 2019年度年間配当金

当社は、2019年度第2四半期連結決算発表時に、2019年度の親会社の所有者に帰属する当期利益の通期見通しを、期初予想の3,400億円から3,000億円に修正しましたが、その主な要因がキャッシュベースの収益力の低下によるものであったことから、2019年度の予想年間配当金を、配当性向30%程度を目安とする「中期経営計画2020における配当方針」に基づき、期初予想の1株当たり90円（普通配当80円、創立100周年記念配当10円。）から1株あたり80円（普通配当70円、記念配当10円。）に修正しました。

2019年度の親会社の所有者に帰属する当期利益は、新型コロナウイルス（COVID-19）による感染拡大及びこれに伴う事業環境の急速な悪化等により、1,714億円となり、修正後の業績予想からさらに大幅に悪化したものの、その主な要因がキャッシュ・フローの流出を伴わない一時的な損失であることから、長期にわたる安定配当という基本方針を踏まえ、2019年度の年間配当金は修正後の1株当たり80円（普通配当70円、記念配当10円。）を維持しています。中間配当金は45円（普通配当35円、記念配当10円。）でしたので、当期の期末配当金として、1株当たり35円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

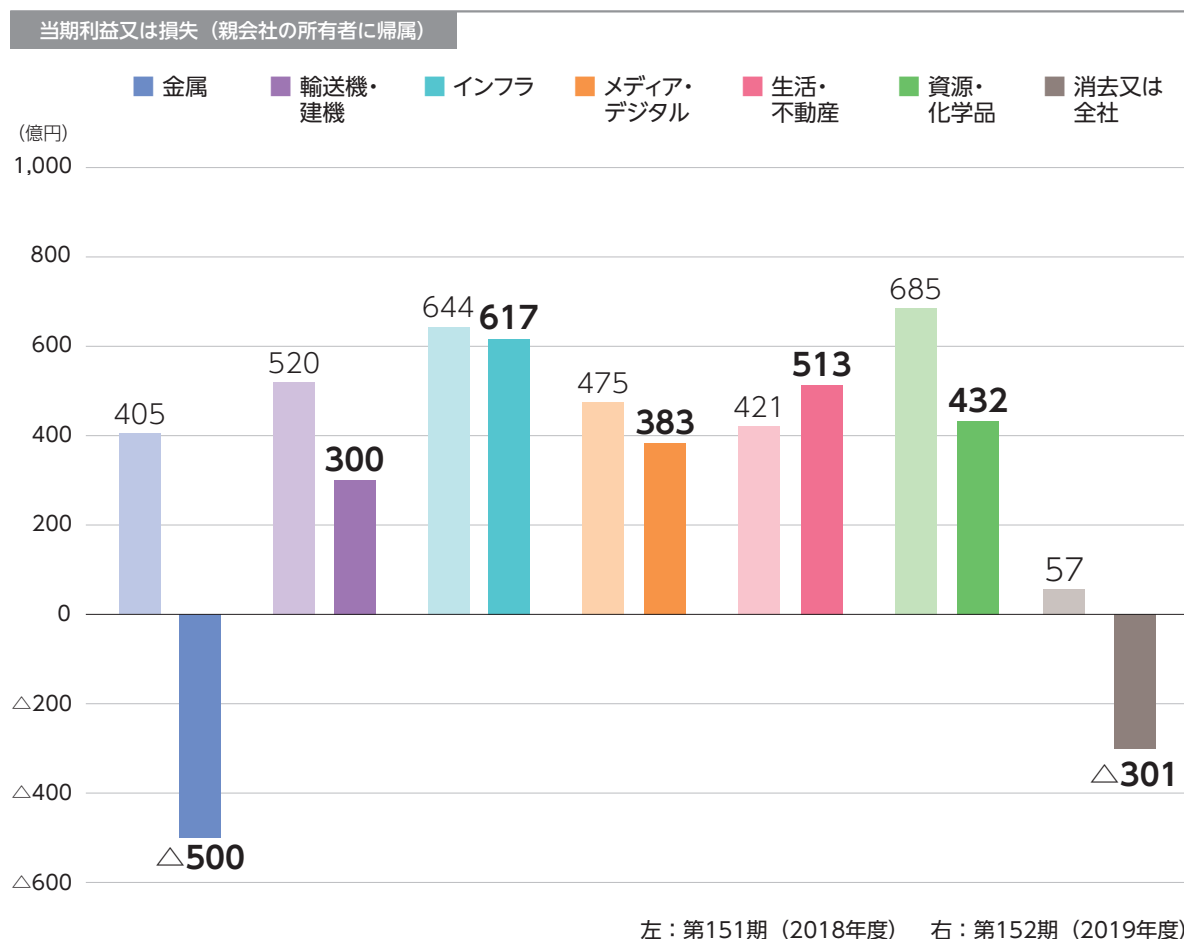
④ 2020年度の業績見通しと年間配当金予想額

2020年度の業績見通しについては、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による影響の度合いを合理的に見通すことが困難であり、現時点では連結純利益の見通しを開示できる状況に至っておりませんが、各国のロックダウンが解除される等、経済活動再開に係る情報を確認、精査した上で、可及的速やかに業績予想を公表いたします。

また、2020年度の年間配当金予想額については、2020年度の業績見通しが上記の状況ではありますが、普通配当を1株当たり70円（中間35円、期末35円。）としています。これは足元の事業環境下、業績の落ち込みは避けられませんが、長期にわたる安定配当という基本方針を踏まえ、1株当たり70円（2019年度の年間配当予定額である1株当たり80円から記念配当10円を除いた配当額）を予定しているものです。

(3) セグメント別の状況

① セグメント別当期利益又は損失

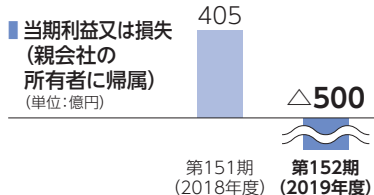


(注) 上記「当期利益又は損失（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた計と合計値は必ずしも一致していません。

② セグメント別の業績概要

金属

事業部門



業績概要

北米鋼管事業が減益となったことや、海外スチールサービスセンター事業が低調に推移したことに加え、米国を中心とした鋼管事業で減損損失及び在庫評価損を計上したことなどから、前期に比べ905億円減益の500億円の損失となりました。

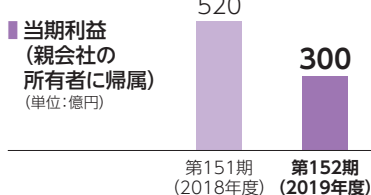
事業概要

- 薄板・厚板・線材などの鋼材及び油井管・ラインパイプなどの鋼管をはじめとした鉄鋼製品並びにアルミ・チタンなどの非鉄金属製品の取引
- 鋼材・鋼管・非鉄金属の各種加工及び関連事業



輸送機・建機

事業部門



業績概要

船舶事業や自動車関連事業が低調に推移したことに加え、建機販売事業が減益となったことなどから、前期に比べ220億円減益の300億円となりました。

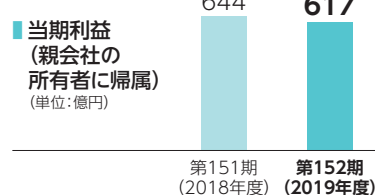
事業概要

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業



インフラ

事業部門



業績概要

前期に比べ27億円減益の617億円となりました。大型EPC案件に係る建設工事が進捗したことに加え、発電事業が引き続き堅調に推移しました。

事業概要

- 上下水道・鉄道・空港・スマートシティ開発などの社会インフラ事業
- IPP事業^(注1)、電力EPC事業^(注2)及び国内外における電力卸・小売事業などの電力インフラ事業
- 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー関連事業
- 次世代電池・リサイクルなどの環境関連事業
- コンテナターミナルを含めた物流・保険・海外工業団地などの物流インフラ事業

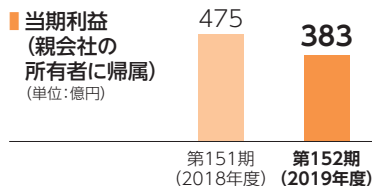


(注1) 当社がIPP (Independent Power Producer = 独立系発電事業者) として発電設備を所有し作った電気を現地の電力会社などに販売する事業。

(注2) 当社が発電所の設計 (Engineering)、調達 (Procurement) 及び建設 (Construction) を一括して請け負う事業。

メディア・デジタル

事業部門



業績概要

国内主要事業会社が堅調に推移した一方、前期に資産入替えに伴う一過性利益を計上したことや、ミャンマー通信事業が決算期変更による反動で減益となったことなどから、前期に比べ92億円減益の383億円となりました。

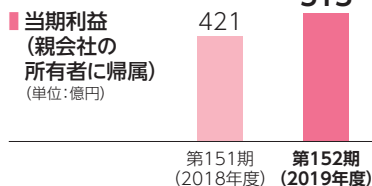
事業概要

- ・ケーブルテレビ、多チャンネル番組供給、テレビ通販事業及びデジタルメディアなどのメディア事業
- ・ICTプラットフォーム・ITソリューション事業、グローバルCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)事業^(注1)などのデジタル事業
- ・情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業^(注2)



生活・不動産

事業部門



業績概要

国内主要事業会社及び不動産事業が堅調に推移したことなどから、前期に比べ92億円増益の513億円となりました。

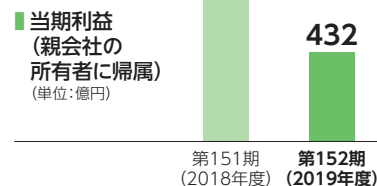
事業概要

- ・食品スーパー・ヘルスケアなどのライフスタイル・リテール事業
- ・青果・食肉・砂糖などの食料・食品の生産・加工・流通事業
- ・木材・建材・バイオマスなどの生活資材及び総合不動産事業



資源・化学品

事業部門



業績概要

マダガスカルニッケル事業で前期に減損損失を計上した反動があった一方、資源価格の下落などによりボリビア銀・亜鉛・鉛事業や豪州石炭事業が減益となったことなどから、前期に比べ253億円減益の432億円となりました。

事業概要

- ・石炭、鉄鉱石、非鉄金属原料、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- ・合成樹脂、有機・無機化学品、電池用材料・電子材料、医薬、化粧品、農業及び肥料に関する事業

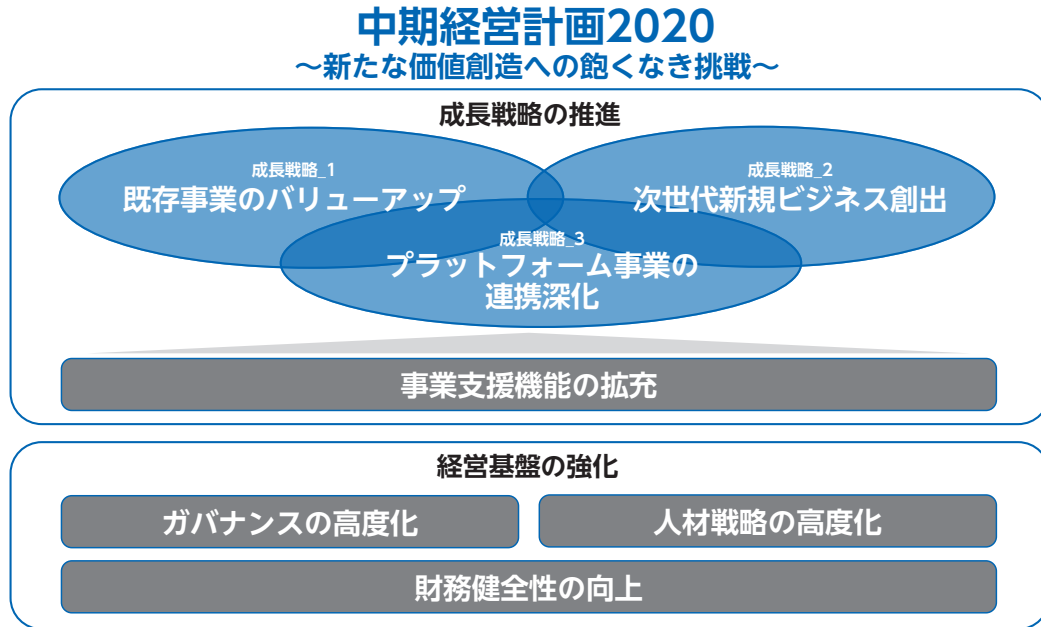


(注1) 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業。

(注2) 最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業。

(4)「中期経営計画2020」の進捗

当社は、2018年5月に、2020年度までの3か年を対象とする「中期経営計画2020」を策定しました。



2019年度における「中期経営計画2020」の取組状況は、以下のとおりです。

① 成長戦略の推進の状況

(a) 既存事業のバリューアップ

「既存事業のバリューアップ」を目指し、各事業部門の既存事業において、成長ポテンシャルの追求・実現に取り組みました。

(b) 次世代新規ビジネス創出

加速度的にビジネス環境が変化する中で、大きな成長が見込まれる分野に経営資源を集中的に投下することとしています。具体的には、デジタルトランスフォーメーション^(注1)の加速によるビジネスの

(注1) IoT、ビッグデータ、AIといった革新的なデジタル技術の進化を背景に、さまざまなビジネス領域で最先端のICT技術を活用した既存事業の高度化・新規事業開発。

高度化やビジネスモデルの変革が期待できる「テクノロジー × イノベーション」分野、高齢化等の影響により市場の急速な拡大が見込まれる「ヘルスケア」分野、人口増大、都市化の進展によるスマートシティ・都市開発及びインフラ整備事業等の成長が見込まれる「社会インフラ」の3分野を対象にしています。

2019年度は、この3分野に合計で約800億円の投資を実行しました。

(c) プラットフォーム事業の連携深化

当社グループが有するさまざまな事業基盤や機能は、あらゆる「産業」「社会」「地域」に繋がる多くの「接点」を有しており、新たな価値を生み出す原動力になっています。「顧客基盤」「通信・放送・ネットワーク」「リース・レンタル・シェアリング」「デジタルプラットフォーム」などの事業基盤を通じ、事業と事業の掛け合わせや組織間の連携によって、新たな価値の創造に取り組んでいます。

2019年度において、成長戦略の推進に向けた主な取組は次のとおりです。

既存事業の バリューアップ	・ 米国コイルセンターMagic Steelへの出資（金属） ・ 浅間技研工業の買収による鋳造事業の強化（輸送機・建機） ・ フィリピン南北通勤鉄道車両の受注（インフラ） ・ 神田スクエア竣工等の不動産事業の推進（生活・不動産） ・ 全社デジタルトランスフォーメーションの推進（メディア・デジタル） ・ 資源上流案件（マダガスカルニッケル事業、チリ銅・モリブデン鉱山事業、ボリビア銀・亜鉛・鉛事業など）の早期収益化やコスト競争力の強化（資源・化学品）
次世代 新規ビジネス 創出	<テクノロジー × イノベーション> ・ 石油ガス掘削自動化ソフトウェア開発事業Sekalへの出資（金属） ・ 5G関連事業（ローカル5Gソリューション、基地局シェアリング）（インフラ、メディア・デジタル） ・ プリンテッド・エレクトロニクス^(注2) 分野におけるエレファンテックへの出資（資源・化学品） <ヘルスケア> ・ マレーシアにおけるマネージドケア事業^(注3)の推進（生活・不動産） <社会インフラ> ・ 北欧駐車場事業AIMO Parkの買収（輸送機・建機）
プラットフォーム 事業の連携深化	・ ハノイ北部スマートシティ開発（インフラ） ・ 農業資材直販事業の横展開の推進（資源・化学品）

(注2) 印刷技術を活用し、電子回路や電子デバイスを製造する技術のこと。金属のインクを基材に直接塗布することで、製造工程の簡略化や製品の小型化・薄型化が可能となる。

(注3) 民間の医療保険会社・医療機関と連携して、より良質で安価な医療の推進と個人の健康管理の向上を目指す仕組みづくりを行う医療関連サービス事業。

② 事業支援機能拡充の状況

成長戦略を推進するための全社的枠組みとして、「新規事業開発支援」「フルポテンシャルプラン」「アセットサイクルマネジメント」「デジタルトランスフォーメーション」の4つの「事業支援機能」の拡充に取り組んでいます。

「新規事業開発支援」では、全社視点で次世代ビジネスを育成していく仕組みづくりに取り組んでいます。ヘルスケア、スマートシティ等の成長ポテンシャルの高い分野において、組織間連携を通じ、全社プロジェクトとして取り組む体制を強化しています。

「フルポテンシャルプラン」では、未だ所期の成果を上げるに至っていない改善余地のある事業会社や、更なる成長が期待できる事業会社を対象に、事業価値最大化のための具体策を策定し、実行状況を重点的にモニタリングすることを通じ、全社ポートフォリオの更なる質の改善を図っています。

「アセットサイクルマネジメント」では、他人資本の活用により、各事業の資産効率を上げるための支援を行っています。

「デジタルトランスフォーメーション」では、2018年4月に設立したDXセンターを中心に、各分野の知見やプラットフォーム事業基盤にテクノロジーを掛け合わせることで、当社ビジネスモデルの変革に取り組んでいます。

2019年度においては、以下の取り組みを行いました。

新規事業開発支援	・イスラエルにおけるコーポレートベンチャーキャピタル（CVC）^{（注4）} 設立により、当社とベンチャー企業の連携体制をグローバルに強化 ・社内起業制度「0→1チャレンジ（ゼロワンチャレンジ）」における個人情報管理・活用ツール「iscream（アイスクリーム）」が事業化に向けて実証実験開始 ・社内外のさまざまなアイデアを融合させ、新たな価値を創造するためのオープンイノベーションラボとして、「MIRAI LAB PALETTE」をオープン
フルポテンシャルプラン	既存事業のバリューアップ支援の継続的取組
アセットサイクルマネジメント	・物流施設（当社開発物件を含む）を投資対象として組成された物流リートの上場 ・当社が保有する英国の洋上風力発電事業を組み入れた再生可能エネルギーファンドの出資組み入れ完了
デジタルトランスフォーメーション（DX）	・DXセンターを設立し、業務効率化を初手に社内の意識改革を推進。RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）では、10万時間以上の業務時間削減 ・専門知識を保有した人材の採用・登用も進め、デジタル技術・データを活用した、ビジネスモデル変革を加速 ・海外拠点にもDX組織を展開、グローバルベースで140名体制とし、外部パートナーともDXを推進

（注4）当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行うファンド。

③ 経営基盤の強化

(a) ガバナンスの高度化

取締役会における、各事業部門の部門戦略の進捗状況及び課題並びに課題への対応方針に関する報告や、主要な委員会の活動報告、市況変動リスク、カントリー・リスク等の集中リスクに関わるポートフォリオ報告などのほか、取締役会オフサイトセッションにおける、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含むさまざまな重要経営課題についての議論により、取締役会の執行に対するモニタリング機能の更なる強化に取り組みました。

また、グローバル連結ベースでのグループガバナンスの実効性の維持・向上のため、2018年度から、グループ標準ツールを活用しながら、連結子会社と対話することで内部統制の状況を可視化し、業務品質の向上に取り組んでいます。2019年度は、この連結子会社との対話をさらに推進しました。

(b) 人材戦略の高度化

「Diversity & Inclusion ～多様な力を競争力の源泉に～」を基本コンセプトに、各種人事施策を導入し、成長戦略を後押ししています。部門・組織を越えたローテーションによる重点分野への戦略的な人材投入、専門性の高い外部人材の採用拡充、海外転勤時の処遇に関するグループ共通のルール導入等により、グローバル連結ベースで最適な人材を適時・適所に配置できる体制を整備しています。また、多様な個々人が最大限に力を発揮できるよう、「テレワーク制度」や「スーパーフレックス制度」の一層の活用と健康経営の推進を進めました。また、当社の退職者を対象とした「SC Alumni Network」を立ち上げました。当社Alumni^(注5)との結びつきを高め、ビジネスイノベーションを起こすオープンな企業文化の醸成を図ります。

(c) 財務健全性の向上

経営基盤の更なる強化を目的として、配当後フリーキャッシュ・フローの黒字を確保することにより、財務健全性の向上に努めています。また、コア・リスクバッファーとリスクアセットのバランス^(注6)についても、引き続きその維持に努めています。

(注5) Alumni（アラムナイ）とは、大学の卒業生を意味し、転じて企業を離職した方の集まりを表す言葉として近年使われています。

(注6) 「コア・リスクバッファー」とは、「資本金」、「剰余金」及び「在外営業活動体の換算差額」の和から「自己株式」を差し引いて得られる数値で、当社は、最大損失可能性額である「リスクアセット」を「コア・リスクバッファー」の範囲内に収めることを経営の基本としています。

2 対処すべき課題

(1)「中期経営計画2020」の取組と新型コロナウイルス（COVID-19）の影響

「中期経営計画2020」の取組の一つである既存事業のバリューアップについては、2019年度上半期からの米中貿易摩擦と自動車関連産業の低迷により金属事業部門や輸送機・建機事業部門における自動車関連ビジネスを中心に当初想定した成長の実現に課題を残しています。また、原油価格等市況商品価格の下落の影響などにより、北米鋼管事業や資源関連事業が影響を受けているほか、マダガスカルニッケル事業においては、オペレーションの高位安定化に向けた一層の取組が必要です。これら既存の課題事業のバリューアップ実現のため、全社を挙げて取り組んでいます。

2019年度後半には新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大という未曾有の事態が発生しました。当社の事業においては、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産の各事業部門の多くの事業では底堅い収益創出を継続しており、当社業績を下支えしていますが、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大は、その他の事業部門のさまざまな事業に大きな影響を与えることとなり、当社の事業活動全体への影響の大きさや期間を見通すことが困難な状況が続いています。

(2) 現状を踏まえた対応方針

現状においても当社グループは、十分な流動性資金を有し事業活動の継続に支障はなく、リスクアセットに見合うリスクバッファーも確保・維持できる見込みであり、本年度も財務健全性の更なる改善のための有利子負債の削減に取り組みながら、長期安定配当という基本方針に基づく配当の支払を予定しています。

一方で、先行きの見通しにくい状況下、今後、さらに厳しい事業環境に晒された場合にも、新型コロナウイルス（COVID-19）収束後を見据えて、当社の事業活動をしっかりと継続していくための手元流動性の確保・維持を最優先に経営を行います。そのため、今年は危機対応の一年と位置づけ、当社グループの各事業において、キャッシュ・フローの悪化を最小限にとどめるために、具体的施策を実行していきます。投融資については、これまでの計画をすべて一から見直し、真に必要なものに厳選のうえ、優先順位を付けて実行していきます。また、経費の徹底した管理、運転資金の改善及び資産削減の着実な実行に取り組みます。

同時に、これまでも行ってきた既存事業のバリューアップ、撤退すべき事業の見極めを加速しつつ、収益力の早期回復を図るとともに、企業価値の向上に向けたポートフォリオ戦略の見直し、サステナビリティ経営の高度化等、各事業と当社グループ全体の大胆な構造改革にも取り組んでいきます。

(3) サステナビリティ経営の推進と高度化

当社グループでは、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念^(注1)を踏まえ、事業活動を通じて自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ（重要課題）」^(注2)として特定し、サステナビリティ経営を実践しています。

新型コロナウイルス（COVID-19）が短期的にも中長期的にも社会に与える影響は多岐に亘ると思われませんが、今後世界が経済発展を目指し続けるうえで、気候変動問題はさまざまな社会課題の中でも最優先に取り組まなければならない課題の一つです。すでに当社グループでは、気候変動を巡る世界的な情勢を踏まえ、「気候変動問題に対する方針」を定めています^(注3)、今後も国際的な取組や事業環境の変化などを注視し、適宜方針を見直していきます。

また、社会課題に対する包括的方针として、「環境方針」及び「サプライチェーンCSR行動指針」を定めています。これらに加え、2020年5月には、「住友商事グループ人権方針」^(注4)を策定し、企業に求められる社会的責任の一つとして人権を尊重する方針を明らかにしました。

新型コロナウイルス（COVID-19）により、社会が直面するさまざまな課題の緊急度に変化が生じた場合でも、当社グループは、世界をリードする企業グループとして、社会課題の解決と持続可能な社会の実現に向けて、具体的な方針の策定や施策の実行を通じてサステナビリティ経営の高度化を推進していきます。

当社を取り巻く事業環境は非常に厳しいものがありますが、役職員一丸となってこの難局に取り組み、早期に収益力を回復させることで、引き続き株主の皆様の期待、信頼に応えていく所存です。

株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注1) 住友商事グループの経営理念については、2ページをご参照ください。

(注2) 住友商事グループのマテリアリティ（重要課題）については、50ページをご参照ください。

(注3) 気候変動問題に対する方針については、当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/environmental-management/climate>

(注4) 住友商事グループ人権方針については、当社ウェブサイトに掲載しています。

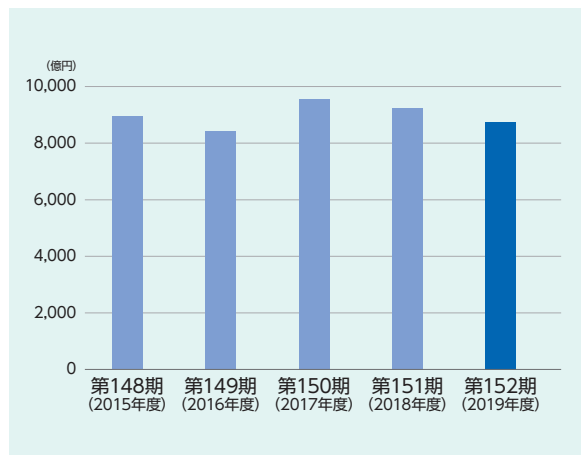
<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/sustainability/csr>

3 財産及び損益の状況

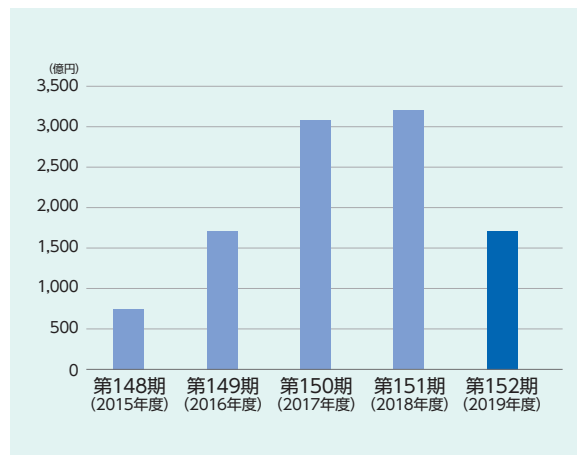
区 分	国際会計基準				
	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)
収益 (億円)	40,108	39,970	48,273	53,392	52,998
売上総利益 (億円)	8,941	8,427	9,565	9,232	8,737
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	745	1,709	3,085	3,205	1,714
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	59.73	136.91	247.13	256.68	137.18
総資産額 (億円)	78,178	77,618	77,706	79,165	81,286
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	22,515	23,665	25,582	27,715	25,441
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,803.95	1,895.81	2,048.93	2,219.11	2,036.48
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	3.2	7.4	12.5	12.0	6.4
総資産当期利益率 (ROA) (%)	0.9	2.2	4.0	4.1	2.1
親会社所有者帰属持分比率 (%)	28.8	30.5	32.9	35.0	31.3
有利子負債 (ネット) (億円)	27,703	26,279	25,215	24,271	24,688
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	1.2	1.1	1.0	0.9	1.0

(注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

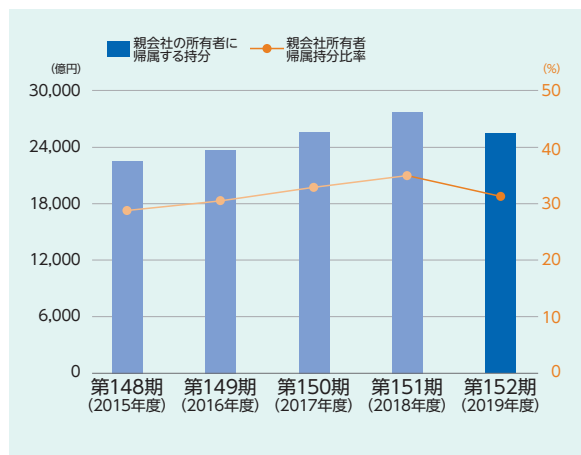
売上総利益



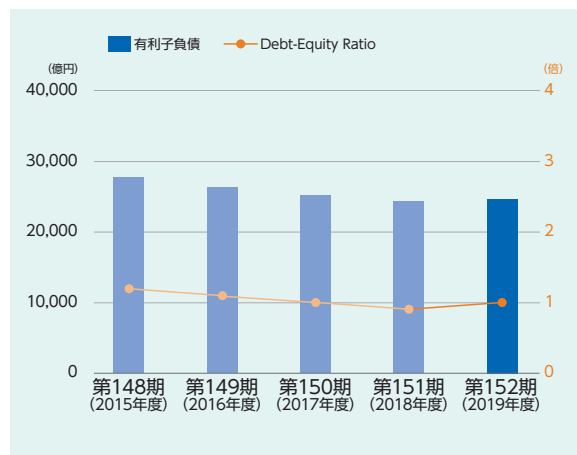
当期利益又は損失 (△) (親会社の所有者に帰属)



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



4 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 国 内

当 社 本 店	東京都千代田区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	5か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店、沖縄支店（那覇）

(注) 上記のほか、当社の営業所1か所があります。

国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社
--------	-----	-----------------------------------

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海 外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キエフ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

(注) 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所24か所があります。

海外現地法人	38法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社（英国）、欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、上海住友商事会社など
--------	------	--

(注) 上記海外現地法人38法人が有する本・支店等は87か所です。

6 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

セグメント の名称	■ 金属	■ 輸送機・ 建機	■ インフラ	■ メディア・ デジタル	■ 生活・ 不動産	■ 資源・ 化学品	その他	合計
従業員数	8,054名	18,893名	3,687名	14,524名	15,439名	9,229名	2,816名	72,642名 (対前期末6,980名増)

(2) 当社の従業員数

合計 5,376名 (対前期末81名増)

(注) この中には、海外事務所が雇用している従業員169名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区 分	国際会計基準			
	第149期 (2016年度)	第150期 (2017年度)	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)
連結子会社	664社	654社	626社	663社
持分法適用会社	286社	293社	305社	294社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名	主要な事業内容
■ 金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材・非鉄金属製品の国内外取引及びその関連事業
■ 輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
■ インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
■ メディア・デジタル	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント、BPO (Business Process Outsourcing)、ITハード・ソフト販売
	株式会社ジュピターテレコム (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
■ 生活・不動産	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
■ 資源・化学品	MINERA SAN CRISTOBAL S.A. (子)	ボリビアにおける銀・亜鉛・鉛鉱山の操業
	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	199,114
株式会社日本政策投資銀行	143,867
株式会社三井住友銀行	120,321
株式会社みずほ銀行	115,901
農林中央金庫	90,000
日本生命保険相互会社	89,888
三井住友信託銀行株式会社	88,325
住友生命保険相互会社	88,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
信金中央金庫	60,000
その他	715,686
当社単体借入金合計	1,797,101
連結子会社借入金合計	822,741
連結借入金合計	2,619,842

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行のうち、1行又は複数行を幹事とするシンジケートローンが合計で75,500百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

当社

2019年 7月 第2回米ドル建無担保社債 543億円 (2024年 7月満期 年利2.600%)

10 設備投資についての状況

生活・不動産事業部門において、賃貸事業を主な目的として、国内の商業施設を取得しました。また、米国のオフィスビルを新たに取得しました。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

発行可能株式総数 2,000,000,000株

発行済株式の総数 1,250,985,467株 (対前期末197,800株増／自己株式1,702,929株を含む)
(注) 発行済株式の総数の増加は、2019年8月16日付で譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行したことによるものです。

株主数 183,064名 (対前期末26,004名増)

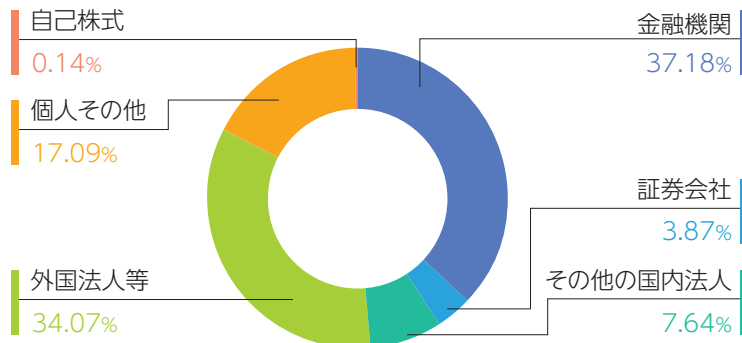
単元株式数 100株

大株主

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	109,579	8.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	58,183	4.66
BNYM RE NORWEST / WELLS FARGO OMNIBUS	55,293	4.43
住友生命保険相互会社	30,855	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	25,306	2.03
JP MORGAN CHASE BANK 385151	19,553	1.57
三井住友海上火災保険株式会社	19,000	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	18,726	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	18,413	1.47
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	17,385	1.39

(注) 持株比率は、自己株式 (1,702,929株) を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(ご参考) 所有者別持株比率



(注) 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、合計は100%になっていません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況
中 村 邦 晴	取 締 役 会 長	日本電気株式会社 社外取締役
兵 頭 誠 之	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	
高 畑 恒 一	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	
南 部 智 一 ^{*3}	代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	
山 埜 英 樹	代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員	
清 島 隆 之	代 表 取 締 役 常 務 執 行 役 員	
江 原 伸 好 ^{*4}	社 外 取 締 役 ^{*1}	ユニゾン・キャピタル株式会社 ^{*8} パートナー
取締役会への出席状況		主な活動状況
16回中16回 (100%)		主に金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
石 田 浩 二	社 外 取 締 役 ^{*1}	有限責任 あずさ監査法人 ^{*9} 公益監視委員会委員
取締役会への出席状況		主な活動状況
16回中16回 (100%)		主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
岩 田 喜美枝 ^{*5}	社 外 取 締 役 ^{*1}	東京都 ^{*10} 監査委員 株式会社りそなホールディングス ^{*10} 社外取締役 味の素株式会社 ^{*10} 社外取締役
取締役会への出席状況		主な活動状況
16回中16回 (100%)		主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
山 崎 恒 ^{*6}	社 外 取 締 役 ^{*1}	弁護士 全国農業協同組合連合会 ^{*11} 経営管理委員
取締役会への出席状況		主な活動状況
16回中16回 (100%)		主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況
細 野 充 彦	常 任 監 査 役 (常 勤)	
村 井 俊 朗	監 査 役 (常 勤)	
笠 間 治 雄	社 外 監 査 役*2	弁護士 凸版印刷株式会社*10 社外監査役
取締役会への出席状況 監査役会への出席状況		主な活動状況
16回中16回 (100%)		15回中15回 (100%)
主に検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。		
永 井 敏 雄	社 外 監 査 役*2	弁護士 東レ株式会社*11 社外監査役
取締役会への出席状況 監査役会への出席状況		主な活動状況
16回中16回 (100%)		15回中15回 (100%)
主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。		
加 藤 義 孝*7	社 外 監 査 役*2	公認会計士 住友化学株式会社*11 社外監査役 三井不動産株式会社*10 社外監査役
取締役会への出席状況 監査役会への出席状況		主な活動状況
16回中14回 (87.5%)		15回中14回 (93.3%)
主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。		

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（24ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（24ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. *3 南部智一氏は、2019年6月25日をもってSCSK株式会社の取締役を退任しています。
4. *4 江原伸好氏は、2020年1月31日をもってユニゾン・キャピタル株式会社の代表取締役を退任しましたが、引き続き2020年2月1日より同社パートナーを務めています。
5. *5 岩田喜美枝氏は、2019年4月23日をもって株式会社ストライプインターナショナル*10の社外取締役を退任しています。
6. *6 山崎恒氏は、2019年12月1日をもって株式会社東京商品取引所*10の社外取締役を退任しています。
7. *7 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. *8 当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社が出資している株式会社地域ヘルスケア連携基盤に対し出資を行っており、当該出資に当たり同社株主（ユニゾン・キャピタル株式会社を含む。）との間で株主間契約を締結しています。また、当社は、ユニゾン・キャピタル株式会社の運営するファンドが出資している株式会社CHCPファーマシーに対し出資を行っており、当該出資に当たり同ファンドとの間で株主間契約を締結しています。
9. *9 有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人です。
10. *10 東京都、株式会社ストライプインターナショナル、株式会社りそなホールディングス、味の素株式会社、凸版印刷株式会社、三井不動産株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。また、当社は株式会社東京商品取引所の株式を保有していましたが、同社は、2019年11月1日付で株式会社日本取引所グループの完全子会社となったため、現在、当該株式を保有しておらず、同社と当社との間には、特別な関係はありません。
11. *11 全国農業協同組合連合会、東レ株式会社、住友化学株式会社は、当社の取引先です。
12. 川原卓郎氏は、2019年6月21日開催の第151期定時株主総会終結の時をもって、当社常任監査役を辞任しました。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分		対象人員	報酬等の総額	内 訳			
				例月報酬	賞 与	譲渡制限付株式報酬 (リストラクテッド・ ストック)	業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・ シェア・ユニット)
取締役	社内取締役	8名	831百万円	474百万円	194百万円	92百万円	70百万円
	社外取締役	5名	65百万円	65百万円	—	—	—
	合計	13名	896百万円	540百万円	194百万円	92百万円	70百万円
監査役	社内監査役	3名	87百万円	87百万円	—	—	—
	社外監査役	3名	38百万円	38百万円	—	—	—
	合計	6名	125百万円	125百万円	—	—	—

- (注) 1. 当期末現在の人員数は、取締役10名（うち社外取締役4名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。
2. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
3. 上記「賞与」は、本年6月19日開催予定の第152期定時株主総会に付議する支給額の上限を記載しています。
4. 上記「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」は、それぞれ、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づき付与された譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を指します。当社の役員報酬制度の概要については、25～26ページを参照ください。
5. 上記「譲渡制限付株式報酬」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しています。
6. 上記「業績連動型株式報酬」は、2021年及び2022年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しています。
7. 取締役の報酬（賞与を除く。）及び監査役の報酬の総額は、過去に開催された株主総会において以下のとおりとすることが決議されています。他方で、賞与については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

	決 議 内 容			決議終了時点の 役員の数
	取締役の報酬総額 (賞与を除く)	左記のうち 社外取締役	監査役の報酬総額	
第145期定時株主総会 (2013年6月21日)	年額12億円以内	年額 6,000万円以内	年額 1億8,000万円以内	取締役12名（うち、社外取締役2名） 監査役 5名（うち、社外監査役3名）
第150期定時株主総会 (2018年6月22日)	—	年額1億円以内	—	取締役11名（うち、社外取締役5名）

また、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記の取締役の報酬総額（賞与を除く）の枠内で、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型株式報酬」を付与するための金銭報酬債権を支給されることが決議され、その上限金額及び発行又は処分をされる当社普通株式の総数の上限が、以下のとおり決議されています。

	金銭報酬債権の総額	当社普通株式の総数
譲渡制限付株式報酬	年額130百万円以内	年12万株以内
業績連動型株式報酬	年額430百万円以内	年18万株以内
合計	年額560百万円以内	年30万株以内

※上記の「業績連動型株式報酬」の「金銭報酬債権の総額」及び「当社普通株式の総数」（上限）は、3年間の評価期間における当社株式成長率等を勘案のうえ、交付する当社普通株式の総数（及びそのために支給する金銭報酬債権の総額）が最大となる場合を想定し、設定しています。

8. 取締役の報酬等の内訳欄の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、それらの合計額と取締役の「報酬等の総額」は一致していません。また、社内取締役と社外取締役の「報酬等の総額」及び「例月報酬」の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、それらの合計額と取締役の合計欄におけるそれぞれの記載金額は一致していません。

3 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

4 執行役員の氏名等 (2020年4月1日現在)

会社における地位	氏 名	会社における担当
社長執行役員 ^{*1}	兵 頭 誠 之	CEO
副社長執行役員 ^{*1}	南 部 智 一	メディア・デジタル事業部門長 CDO ^{*3}
専務執行役員	古 場 文 博	金属事業部門長
専務執行役員	上 野 真 吾	資源・化学品事業部門長
専務執行役員	岡 省一郎	輸送機・建機事業部門長
専務執行役員	秋 元 勉	インフラ事業部門長
専務執行役員 ^{*1}	山 埜 英 樹	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO ^{*4}
常務執行役員	須之部 潔	住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	小 川 英 男	内部監査部長
常務執行役員	御子神 大 介	東アジア総代表
常務執行役員	石 田 將 人	株式会社ティーガイア 副社長執行役員 CSO
常務執行役員	安 藤 伸 樹	生活・不動産事業部門長
常務執行役員	田 中 恵 次	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員 ^{*1}	清 島 隆 之	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO ^{*5}
常務執行役員	中 島 正 樹	米州総支配人
常務執行役員	塩 見 圭 吾	アジア大洋州総支配人
常務執行役員	爲 房 孝 二	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
常務執行役員	諸 岡 礼 二	三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 専務執行役員
常務執行役員	坂 本 好 之	資源・化学品事業部門長補佐、資源・化学品業務部長
常務執行役員	塩 見 勝	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
常務執行役員	中 村 家 久	欧阿中東CIS総支配人
常務執行役員	芳 賀 敏	メディア・デジタル事業部門長補佐、デジタル事業本部長
執行役員	佐 藤 計	生活・不動産事業部門長補佐、食料事業本部長
執行役員	野 中 紀 彦	インフラ業務部長
執行役員	仲 野 真 司	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (人事担当)

会社における地位	氏 名	会社における担当
執 行 役 員	竹 田 光 宏	米州総支配人補佐、米州住友商事グループEVP 兼 CFO、 米州住友商事会社副社長 兼 CFO
執 行 役 員	加 藤 真 一	自動車モビリティ事業本部長
執 行 役 員	東 野 博 一	生活・不動産業務部長
執 行 役 員	松 崎 治 夫	資源第二本部長
執 行 役 員	犬 伏 勝 也	鋼材本部長
執 行 役 員	向 田 良 徳	財務部長
執 行 役 員	菅 井 博 之	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)、主計部長
執 行 役 員	有 友 晴 彦	資源第一本部長
執 行 役 員	石 田 英 二	リース・船舶・航空宇宙事業本部長
執 行 役 員	吉 田 伸 弘	米州総支配人補佐、南米支配人
執 行 役 員	小 池 浩 之	メディア・デジタル業務部長
執 行 役 員	和 田 知 徳	SUMMIT FRESH PRODUCE LIMITED CEO
執 行 役 員 *2	東 條 観 治	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ インドネシア住友商事会社社長
執 行 役 員 *2	坂 田 一 成	住友商事グローバルメタルズ株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員 *2	尾 崎 務	欧阿中東CIS総支配人補佐、欧州住友商事グループ 欧州コーポレート部門長
執 行 役 員 *2	山 名 宗	欧阿中東CIS総支配人補佐、欧州支配人
執 行 役 員 *2	田 村 達 郎	SCSK株式会社 取締役 常務執行役員
執 行 役 員 *2	渡 辺 一 正	メディア事業本部長
執 行 役 員 *2	横 濱 雅 彦	東アジア総代表補佐、中国住友商事グループ 中国金属部門長、 上海住友商事会社社長
執 行 役 員 *2	森 肇	エネルギー本部長
執 行 役 員 *2	本 多 之 仁	鋼管本部長
執 行 役 員 *2	爲 田 耕太郎	経営企画部長

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、2020年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
3. *3 CDO : Chief Digital Officer
4. *4 CSO : Chief Strategy Officer
CIO : Chief Information Officer
5. *5 CAO : Chief Administration Officer
CCO : Chief Compliance Officer

~~~~~  
(備考) 事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、  
単位未満を切り捨てています。

## (ご参考) 住友商事グループのマテリアリティ (重要課題)

### 1. 社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ (重要課題)

社会課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待や、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面が企業の評価や投資行動につながる機運が高まる中、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念<sup>(注1)</sup>を踏まえ、事業活動を通じて、自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ（重要課題）」として、以下のとおり特定しました。これを、事業戦略の策定や個々のビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付けています。

- グローバルに広がる顧客・パートナーとの信頼関係とビジネスノウハウを活用し、健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現するという企業使命を果たすことで、持続的な成長と以下の社会課題の解決を両立していきます。



#### 地球環境との共生

循環型社会の形成と気候変動の緩和を目指し、資源の有効利用や再生可能エネルギーの安定供給に向けた仕組みづくりに取り組むことで、地球環境と共生した成長を実現します。



#### 快適で心躍る暮らしの基盤づくり

毎日の生活に必要なモノやサービスを提供してより便利で快適な暮らしを実現するとともに、質の高い暮らしへのニーズにも応えていくことで、全ての人々の心と体の健康を支えます。



#### 地域と産業の発展への貢献

さまざまな国や地域の人々のニーズに応じてモノやサービスを安定的に調達・供給し、産業のプラットフォームづくりに貢献することで、地域社会とともに成長・発展する好循環を生み出します。



#### 多様なアクセスの構築

人・モノが安全かつ効率的に行き交うモビリティを高め、情報・資金をつなぐネットワークを拡大することで、多様なアクセスを構築し、新たな価値が生まれる可能性を広げます。

- また、上記の課題を解決するための基盤として、人間尊重や信用・確実といった経営姿勢と、活力に溢れ革新を生み出す企業風土のたゆまぬ維持向上に努めています。



#### 人材育成とダイバーシティの推進

多様なバックグラウンドを有する人材が、各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営リソースである人材の育成・活躍推進に取り組めます。

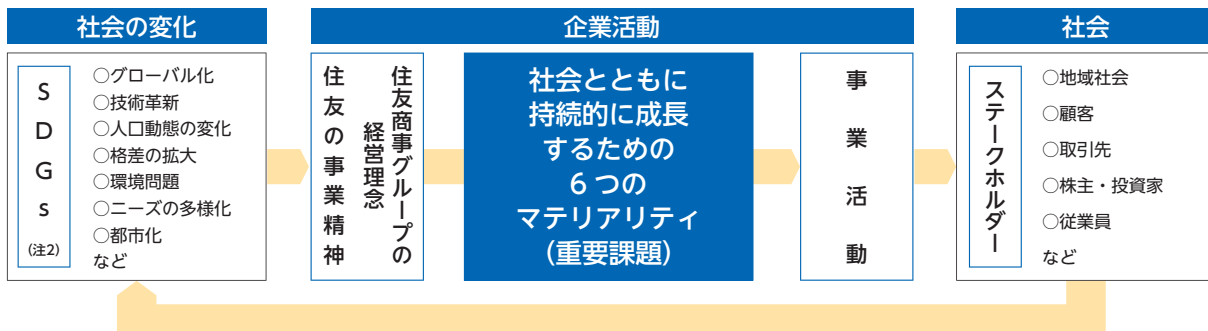


#### ガバナンスの充実

透明性を確保しつつ、持続的な成長に向けた戦略の立案・実行およびその適切な監督を充実させることで、経営の効率性を向上し、健全性を維持します。

### 2. マテリアリティ (重要課題) の位置付けと特定プロセス等

＜マテリアリティ (重要課題) の位置付け＞



(注1) 住友商事グループの経営理念については、2ページをご参照ください。

(注2) Sustainable Development Goalsの略称。2030年までの世界規模の課題が盛り込まれた17の目標。2015年に国連総会で全ての加盟国（193か国）により採択されました。



## (ご参考) 住友商事グループのマテリアリティ (重要課題)

### <特定プロセス>

特定に当たっては、まず国際的なガイドラインやSDGsを参照し、当社の事業と社会課題との関わりを整理・分析しました。そのうえで、住友の事業精神や当社グループの経営理念を踏まえて重要課題を抽出し、社内アンケートを実施したほか、社外ステークホルダーや有識者との意見交換を重ね、その結果を文章化しました。そして、CSR委員会(現サステナビリティ推進委員会)、経営会議及び取締役会での審議・決議を経て、特定しました。上記プロセスを経て特定したマテリアリティを事業において実践することが、当社グループがSDGsの達成に貢献していくことにつながると考えています。



### 3. マテリアリティ (重要課題) の取組事例

#### <ベトナム北ハノイのスマートシティ開発事業>

当社は、2019年10月に、ベトナムの現地企業とともに、不動産開発会社を設立し、ハノイ市北部272haを対象としたスマートシティ開発に参画しました。病院、学校、防災設備、セキュリティシステム、商業施設などに加え、緑・水路・桜並木を整備し、安全かつ安心できる住み心地のよい環境・コミュニティの実現を目指しながら、5G、顔認証、ブロックチェーン技術を導入することによりスマートシティとしてのサービス高度化を図り、同市の持続的な発展へ貢献します。



#### <鹿児島県甕島の「みらいの島プロジェクト」及び長崎県の「みらいの工場プロジェクト」>

2017年より鹿児島県薩摩川内市と共同で開始した「みらいの島プロジェクト」に引き続き注力しました。電気自動車 (EV) を自然環境と共生するエコな移動手段として、また交通弱者を助ける公共の乗り物として利用することで、過疎化が進む地域の課題の解決を図ります。また、長崎県で実施している、EVリユース蓄電池を活用した最新の環境関連設備を備えたスマート工場のモデルを構築する「みらいの工場プロジェクト」にも引き続き取り組みました。今後も再生可能エネルギーの導入拡大に資する取組によって、環境負荷の低減による社会貢献を進めていきます。





# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書〔国際会計基準により作成〕

| 科 目             | 第152期<br>(2020年3月31日現在) | 第151期(ご参考)<br>(2019年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| (資産の部)          | 百万円                     | 百万円                          |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,536,391</b>        | <b>3,547,650</b>             |
| 現金及び現金同等物       | 710,371                 | 660,359                      |
| 定期預金            | 10,262                  | 10,492                       |
| 有価証券            | 2,014                   | 1,989                        |
| 営業債権及びその他の債権    | 1,231,088               | 1,340,451                    |
| その他の金融資産        | 112,723                 | 62,692                       |
| 棚卸資産            | 929,981                 | 925,204                      |
| 前渡金             | 131,520                 | 161,037                      |
| 売却目的保有資産        | —                       | 56,034                       |
| その他の流動資産        | 408,432                 | 329,392                      |
| <b>非流動資産</b>    | <b>4,592,205</b>        | <b>4,368,873</b>             |
| 持分法で会計処理されている投資 | 2,025,255               | 2,130,517                    |
| その他の投資          | 358,961                 | 429,532                      |
| 営業債権及びその他の債権    | 331,871                 | 371,420                      |
| その他の金融資産        | 94,981                  | 75,576                       |
| 有形固定資産          | 1,054,042               | 746,647                      |
| 無形資産            | 288,913                 | 259,759                      |
| 投資不動産           | 355,844                 | 275,273                      |
| 生物資産            | 21,075                  | 22,858                       |
| 長期前払費用          | 23,186                  | 21,043                       |
| 繰延税金資産          | 38,077                  | 36,248                       |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>8,128,596</b>        | <b>7,916,523</b>             |

| 科 目              | 第152期<br>(2020年3月31日現在) | 第151期(ご参考)<br>(2019年3月31日現在) |
|------------------|-------------------------|------------------------------|
| (負債の部)           | 百万円                     | 百万円                          |
| <b>流動負債</b>      | <b>2,296,546</b>        | <b>2,278,706</b>             |
| 社債及び借入金          | 754,696                 | 682,349                      |
| 営業債務及びその他の債務     | 1,079,099               | 1,178,542                    |
| リース負債            | 65,871                  | 11,717                       |
| その他の金融負債         | 87,578                  | 50,787                       |
| 未払法人所得税          | 25,785                  | 28,467                       |
| 未払費用             | 95,318                  | 94,019                       |
| 契約負債             | 98,951                  | 132,693                      |
| 引当金              | 4,837                   | 8,356                        |
| 売却目的保有資産に関わる負債   | —                       | 8,841                        |
| その他の流動負債         | 84,411                  | 82,935                       |
| <b>非流動負債</b>     | <b>3,139,463</b>        | <b>2,731,618</b>             |
| 社債及び借入金          | 2,434,696               | 2,415,606                    |
| 営業債務及びその他の債務     | 57,189                  | 57,775                       |
| リース負債            | 426,080                 | 56,637                       |
| その他の金融負債         | 46,051                  | 23,660                       |
| 退職給付に係る負債        | 44,946                  | 34,869                       |
| 引当金              | 46,248                  | 46,364                       |
| 繰延税金負債           | 84,253                  | 96,707                       |
| <b>負 債 合 計</b>   | <b>5,436,009</b>        | <b>5,010,324</b>             |
| (資本の部)           |                         |                              |
| <b>資本</b>        | <b>2,692,587</b>        | <b>2,906,199</b>             |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 2,544,133               | 2,771,483                    |
| 資本金              | 219,613                 | 219,449                      |
| 資本剰余金            | 256,966                 | 258,292                      |
| 自己株式             | △2,276                  | △2,501                       |
| その他の資本の構成要素      | △4,054                  | 234,937                      |
| 利益剰余金            | 2,073,884               | 2,061,306                    |
| 非支配持分            | 148,454                 | 134,716                      |
| <b>負債及び資本合計</b>  | <b>8,128,596</b>        | <b>7,916,523</b>             |

## 連結包括利益計算書 [国際会計基準により作成]

| 科 目                             | 第152期                     | 第151期(ご参考)                |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|
|                                 | (2019年4月1日から2020年3月31日まで) | (2018年4月1日から2019年3月31日まで) |
|                                 | 百万円                       | 百万円                       |
| <b>収益:</b>                      |                           |                           |
| 商品販売に係る収益                       | 4,822,984                 | 4,920,772                 |
| サービス及びその他の販売に係る収益               | 476,830                   | 418,466                   |
| <b>収益合計</b>                     | <b>5,299,814</b>          | <b>5,339,238</b>          |
| <b>原価:</b>                      |                           |                           |
| 商品販売に係る原価                       | △4,180,175                | △4,151,165                |
| サービス及びその他の販売に係る原価               | △245,976                  | △264,880                  |
| <b>原価合計</b>                     | <b>△4,426,151</b>         | <b>△4,416,045</b>         |
| <b>売上総利益</b>                    | <b>873,663</b>            | <b>923,193</b>            |
| <b>その他の収益・費用:</b>               |                           |                           |
| 販売費及び一般管理費                      | △677,430                  | △647,553                  |
| 固定資産評価損                         | △65,286                   | △7,567                    |
| 固定資産売却損益                        | 3,507                     | 3,581                     |
| その他の損益                          | 16,436                    | 2,502                     |
| <b>その他の収益・費用合計</b>              | <b>△722,773</b>           | <b>△649,037</b>           |
| <b>金融収益及び金融費用:</b>              |                           |                           |
| 受取利息                            | 30,621                    | 28,975                    |
| 支払利息                            | △46,191                   | △40,535                   |
| 受取配当金                           | 11,099                    | 12,107                    |
| 有価証券損益                          | 20,712                    | 2,204                     |
| <b>金融収益及び金融費用合計</b>             | <b>16,241</b>             | <b>2,751</b>              |
| 持分法による投資損益                      | 84,791                    | 127,110                   |
| <b>税引前利益</b>                    | <b>251,922</b>            | <b>404,017</b>            |
| 法人所得税費用                         | △62,405                   | △66,230                   |
| <b>当期利益</b>                     | <b>189,517</b>            | <b>337,787</b>            |
| <b>当期利益の帰属:</b>                 |                           |                           |
| 親会社の所有者                         | 171,359                   | 320,523                   |
| 非支配持分                           | 18,158                    | 17,264                    |
| <b>その他の包括利益:</b>                |                           |                           |
| <b>純損益に振替えられることのない項目</b>        |                           |                           |
| FVTOCIの金融資産                     | △47,001                   | △20,646                   |
| 確定給付制度の再測定                      | △1,536                    | △10,799                   |
| 持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分       | △6,903                    | △1,453                    |
| <b>純損益に振替えられることのない項目合計</b>      | <b>△55,440</b>            | <b>△32,898</b>            |
| <b>その後に純損益に振替えられる可能性のある項目</b>   |                           |                           |
| 在外営業活動体の換算差額                    | △133,359                  | 18,784                    |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ                   | △11,769                   | 5,183                     |
| 持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分       | △43,410                   | △6,887                    |
| <b>その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計</b> | <b>△188,538</b>           | <b>17,080</b>             |
| <b>税引後その他の包括利益</b>              | <b>△243,978</b>           | <b>△15,818</b>            |
| <b>当期包括利益合計</b>                 | <b>△54,461</b>            | <b>321,969</b>            |
| <b>当期包括利益合計額の帰属:</b>            |                           |                           |
| 親会社の所有者                         | △69,413                   | 305,075                   |
| 非支配持分                           | 14,952                    | 16,894                    |

(ご参考)  
要約連結キャッシュ・フロー計算書〔国際会計基準により作成〕

| 科 目                               | 第152期<br>(2019年4月1日から2020年3月31日まで) | 第151期<br>(2018年4月1日から2019年3月31日まで) |
|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                                   | 百万円                                | 百万円                                |
| <b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>           | <b>326,618</b>                     | <b>268,883</b>                     |
| 当期利益                              | 189,517                            | 337,787                            |
| 営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整          |                                    |                                    |
| 減価償却費及び無形資産償却費                    | 165,340                            | 111,838                            |
| 固定資産評価損                           | 65,286                             | 7,567                              |
| 金融収益及び金融費用                        | △16,241                            | △2,751                             |
| 持分法による投資損益                        | △84,791                            | △127,110                           |
| 固定資産売却損益                          | △3,507                             | △3,581                             |
| 法人所得税費用                           | 62,405                             | 66,230                             |
| 棚卸資産の増減                           | 505                                | △46,038                            |
| 営業債権及びその他の債権の増減                   | 127,337                            | △60,634                            |
| 前払費用の増減                           | △7,228                             | △2,831                             |
| 営業債務及びその他の債務の増減                   | △97,292                            | 108,735                            |
| その他－純額                            | △114,966                           | △133,370                           |
| 利息の受取額                            | 30,587                             | 28,155                             |
| 配当金の受取額                           | 114,401                            | 108,909                            |
| 利息の支払額                            | △45,458                            | △38,933                            |
| 法人税等の支払額                          | △59,277                            | △85,090                            |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>           | <b>△203,417</b>                    | <b>△51,317</b>                     |
| 有形固定資産の売却による収入                    | 3,472                              | 19,222                             |
| 有形固定資産の取得による支出                    | △76,935                            | △110,028                           |
| 投資不動産の売却による収入                     | 15,739                             | 5,100                              |
| 投資不動産の取得による支出                     | △42,424                            | △26,310                            |
| その他の投資の売却による収入                    | 115,408                            | 217,846                            |
| その他の投資の取得による支出                    | △209,085                           | △182,599                           |
| 貸付金の回収による収入                       | 42,145                             | 63,407                             |
| 貸付による支出                           | △51,737                            | △37,955                            |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>           | <b>△57,742</b>                     | <b>△233,196</b>                    |
| 短期借入債務の収支                         | 152,687                            | 36,570                             |
| 長期借入債務による収入                       | 453,651                            | 298,841                            |
| 長期借入債務による支出                       | △547,690                           | △454,880                           |
| 配当金の支払額                           | △103,675                           | △88,653                            |
| 非支配持分株主からの払込による収入                 | 2,824                              | 3,806                              |
| 非支配持分株主からの子会社持分取得による支出            | △3,798                             | △21,055                            |
| 非支配持分株主への配当金の支払額                  | △11,821                            | △8,020                             |
| 自己株式の取得及び処分による収支                  | 80                                 | 195                                |
| <b>現金及び現金同等物の増減額</b>              | <b>65,459</b>                      | <b>△15,630</b>                     |
| <b>現金及び現金同等物の期首残高</b>             | <b>660,359</b>                     | <b>667,152</b>                     |
| <b>現金及び現金同等物の為替変動による影響</b>        | <b>△15,943</b>                     | <b>4,821</b>                       |
| <b>売却目的保有資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額</b> | <b>496</b>                         | <b>4,016</b>                       |
| <b>現金及び現金同等物の期末残高</b>             | <b>710,371</b>                     | <b>660,359</b>                     |

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

## [単体] 貸借対照表

| 科 目             | 第152期<br>(2020年3月31日現在) | 第151期(ご参考)<br>(2019年3月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|------------------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | 百万円                     | 百万円                          |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,428,067</b>        | <b>1,440,070</b>             |
| 現金及び預金          | 243,486                 | 225,396                      |
| 受取手形            | 8,504                   | 9,964                        |
| 売掛金             | 413,049                 | 429,438                      |
| 有価証券            | 34,308                  | 45,303                       |
| 商品              | 69,755                  | 73,056                       |
| 販売不動産           | 179,704                 | 138,072                      |
| 前渡金             | 157,273                 | 194,524                      |
| 前払費用            | 8,511                   | 8,955                        |
| 短期貸付金           | 167,482                 | 191,200                      |
| その他の流動資産        | 148,307                 | 126,557                      |
| 貸倒引当金           | △2,315                  | △2,400                       |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,860,952</b>        | <b>2,867,335</b>             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>279,155</b>          | <b>269,233</b>               |
| 建物              | 58,725                  | 61,003                       |
| 構築物             | 737                     | 822                          |
| 機械及び装置          | 662                     | 783                          |
| 車両及び運搬具         | 192                     | 299                          |
| 器具及び備品          | 3,237                   | 3,503                        |
| 土地              | 212,869                 | 196,000                      |
| 建設仮勘定           | 2,729                   | 6,818                        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>28,293</b>           | <b>16,824</b>                |
| ソフトウェア          | 11,288                  | 10,501                       |
| その他の無形固定資産      | 17,004                  | 6,322                        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,553,503</b>        | <b>2,581,277</b>             |
| 投資有価証券          | 243,798                 | 324,975                      |
| 関係会社株式          | 1,626,911               | 1,548,032                    |
| その他の関係会社有価証券    | 9,457                   | 1,052                        |
| 出資金             | 8,699                   | 8,283                        |
| 関係会社出資金         | 466,436                 | 535,004                      |
| 長期貸付金           | 94,479                  | 91,746                       |
| 固定化営業債権         | 22,477                  | 16,441                       |
| 長期前払費用          | 28,625                  | 37,622                       |
| 繰延税金資産          | 42,841                  | 20,082                       |
| その他の投資その他の資産    | 67,723                  | 44,646                       |
| 貸倒引当金           | △57,950                 | △46,609                      |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>4,289,019</b>        | <b>4,307,405</b>             |

| 科 目              | 第152期<br>(2020年3月31日現在) | 第151期(ご参考)<br>(2019年3月31日現在) |
|------------------|-------------------------|------------------------------|
| <b>(負債の部)</b>    | 百万円                     | 百万円                          |
| <b>流動負債</b>      | <b>1,091,789</b>        | <b>1,173,208</b>             |
| 支払手形             | 6,985                   | 7,269                        |
| 買掛金              | 467,216                 | 476,198                      |
| 短期借入金            | 250,003                 | 282,137                      |
| コマーシャルペーパー       | 45,000                  | —                            |
| 社債（1年以内償還）       | 10,000                  | 30,000                       |
| 未払費用             | 16,155                  | 17,812                       |
| 未払法人税等           | 314                     | 796                          |
| 前受金              | 123,619                 | 159,518                      |
| 預り金              | 140,102                 | 173,738                      |
| 前受収益             | 755                     | 674                          |
| その他の流動負債         | 31,636                  | 25,061                       |
| <b>固定負債</b>      | <b>1,972,618</b>        | <b>1,883,098</b>             |
| 長期借入金            | 1,547,097               | 1,505,188                    |
| 社債               | 373,691                 | 330,444                      |
| その他の固定負債         | 51,829                  | 47,465                       |
| <b>負 債 合 計</b>   | <b>3,064,407</b>        | <b>3,056,307</b>             |
| <b>(純資産の部)</b>   |                         |                              |
| <b>株主資本</b>      | <b>1,132,503</b>        | <b>1,131,595</b>             |
| 資本金              | 219,612                 | 219,448                      |
| 資本剰余金            | 230,754                 | 230,607                      |
| 資本準備金            | 230,746                 | 230,582                      |
| その他資本剰余金         | 8                       | 25                           |
| 利益剰余金            | 684,411                 | 684,039                      |
| 利益準備金            | 17,696                  | 17,696                       |
| その他利益剰余金         | 666,715                 | 666,343                      |
| 別途積立金            | 65,042                  | 65,042                       |
| 繰越利益剰余金          | 601,672                 | 601,300                      |
| 自己株式             | △2,274                  | △2,500                       |
| <b>評価・換算差額等</b>  | <b>91,127</b>           | <b>118,377</b>               |
| その他有価証券評価差額金     | 66,793                  | 116,966                      |
| 繰延ヘッジ損益          | 24,334                  | 1,410                        |
| <b>新株予約権</b>     | <b>980</b>              | <b>1,125</b>                 |
| <b>純 資 産 合 計</b> | <b>1,224,612</b>        | <b>1,251,098</b>             |
| <b>負債及び純資産合計</b> | <b>4,289,019</b>        | <b>4,307,405</b>             |

## [単体] 損益計算書

| 科 目             | 第152期<br>(2019年4月1日から2020年3月31日まで) | 第151期(ご参考)<br>(2018年4月1日から2019年3月31日まで) |
|-----------------|------------------------------------|-----------------------------------------|
|                 | 百万円                                | 百万円                                     |
| 売上高             | 2,021,074                          | 2,353,642                               |
| 売上原価            | △1,872,629                         | △2,188,503                              |
| <b>売上総利益</b>    | <b>148,445</b>                     | <b>165,138</b>                          |
| 販売費及び一般管理費      | △193,025                           | △190,016                                |
| <b>営業損失(△)</b>  | <b>△44,579</b>                     | <b>△24,878</b>                          |
| <b>営業外収益</b>    | <b>287,731</b>                     | <b>335,824</b>                          |
| 受取利息            | 10,485                             | 13,475                                  |
| 受取配当金           | 243,143                            | 264,249                                 |
| 投資有価証券売却益       | 21,448                             | 47,552                                  |
| その他の営業外収益       | 12,653                             | 10,546                                  |
| <b>営業外費用</b>    | <b>△160,690</b>                    | <b>△47,737</b>                          |
| 支払利息            | △12,586                            | △12,663                                 |
| 投資有価証券売却損       | △22,913                            | △2,418                                  |
| 投資有価証券評価損       | △103,132                           | △20,507                                 |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    | △10,199                            | △881                                    |
| その他の営業外費用       | △11,858                            | △11,265                                 |
| <b>経常利益</b>     | <b>82,461</b>                      | <b>263,208</b>                          |
| <b>特別利益</b>     | <b>3,316</b>                       | <b>1,702</b>                            |
| 固定資産売却益         | 3,316                              | 1,702                                   |
| <b>特別損失</b>     | <b>△231</b>                        | <b>△649</b>                             |
| 固定資産処分損         | △231                               | △649                                    |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>85,546</b>                      | <b>264,261</b>                          |
| 法人税、住民税及び事業税    | 8,600                              | △600                                    |
| 法人税等調整額         | 9,900                              | △6,300                                  |
| <b>当期純利益</b>    | <b>104,046</b>                     | <b>257,361</b>                          |

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

住友商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神 塚 勲 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

住友商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 塚 勲 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って構築及び運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

住友商事株式会社 監査役会  
 常任監査役（常勤） 細野 充彦 ㊞  
 監 査 役（常勤） 村井 俊朗 ㊞  
 監 査 役 笠間 治雄 ㊞  
 監 査 役 永井 敏雄 ㊞  
 監 査 役 加藤 義孝 ㊞

（注）監査役笠間治雄、監査役永井敏雄及び監査役加藤義孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

## 株主メモ

|                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                                                                       | 毎年4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 定時株主総会                                                                     | 毎年6月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 基準日                                                                        | 定時株主総会 毎年3月31日<br>期末配当 毎年3月31日<br>中間配当 毎年9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関                                                       | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 株主名簿管理人事務取扱場所<br>(郵便物送付先)<br>(電話照会先)<br>(ホームページのURL)<br>(よくあるご質問(FAQ)のURL) | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>☎️ 0120-782-031<br><a href="https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html">https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html</a><br><a href="https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal">https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal</a> |
| 公告の方法                                                                      | 電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。<br><b>公告掲載アドレス</b><br><a href="https://www.sumitomocorp.com">https://www.sumitomocorp.com</a>                                                                                                                                                                         |
| 単元株式数                                                                      | 100株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 上場証券取引所                                                                    | 東京、名古屋、福岡                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 証券コード                                                                      | 8053                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

## 特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

# 株主総会会場 ご案内略図

## The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ☎03-3582-0111 (代表)

### 最寄駅

東京メトロ ○銀座線  
「虎ノ門駅」

3出口より徒歩10分

東京メトロ ○銀座線 ●南北線  
「溜池山王駅」

13出口より徒歩10分

東京メトロ ●日比谷線  
「虎ノ門ヒルズ駅」

(2020年6月6日(土)供用開始予定)

宴会場エントランス(1階)より  
お入りください。

東京メトロ ●日比谷線  
「神谷町駅」

4b出口より徒歩6分

東京メトロ ●南北線  
「六本木一丁目駅」

中央改札より徒歩7分

※駅の案内板とは異なります。

正面エントランス(5階)より  
お入りいただきエレベーターで  
1階までお越しください。

駐車場のご用意はございません  
ので、お車でのご来場はご遠慮  
ください。

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご来場ください。



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

住友商事株式会社  
〒100-8601  
東京都千代田区大手町二丁目3番2号



## 第 152 期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

#### ■ 事業報告

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 会社の新株予約権等に関する事項 .....            | 1 |
| 会社の会計監査人に関する事項 .....             | 4 |
| 業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) ..... | 5 |

#### ■ 連結計算書類

|                 |    |
|-----------------|----|
| 連結持分変動計算書 ..... | 9  |
| 連結注記表 .....     | 10 |

#### ■ 計算書類

|                  |    |
|------------------|----|
| 株主資本等変動計算書 ..... | 21 |
| 個別注記表 .....      | 22 |

- 本内容は、法令及び当社定款第 15 条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/ir/stock/stmt>) に掲載しているものです。
- 本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



住友商事

Enriching lives and the world

# 事業報告 (第152期)

## 会社の新株予約権等に関する事項

### 当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

#### (1) ストックオプションとしての新株予約権

##### ①新株予約権の内容の概要

| 発行年月日                | 新株予約権の数 | 目的である株式の種類及び数    | 新株予約権1個当たりの株式数 | 発行価額 | 新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額 | 行使期間                        |
|----------------------|---------|------------------|----------------|------|----------------------------|-----------------------------|
| 2015年7月31日<br>(第14回) | 450個    | 普通株式<br>45,000株  | 100株           | 無償   | 1,532円                     | 2016年4月1日から<br>2020年6月30日まで |
| 2016年8月2日<br>(第15回)  | 380個    | 普通株式<br>38,000株  | 100株           | 無償   | 1,124円                     | 2017年4月1日から<br>2021年6月30日まで |
| 2017年7月31日<br>(第16回) | 1,070個  | 普通株式<br>107,000株 | 100株           | 無償   | 1,516円                     | 2018年4月1日から<br>2022年6月30日まで |

(注) 1. 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

2. 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

##### ②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

| 発行年月日                | 取締役<br>(社外取締役を除く) |      | 執行役員<br>(取締役を除く) |      | 使用人<br>(当社の資格制度に基づく理事) |      |
|----------------------|-------------------|------|------------------|------|------------------------|------|
|                      | 保有者数              | 個数   | 保有者数             | 個数   | 保有者数                   | 個数   |
| 2015年7月31日<br>(第14回) | 3名                | 150個 | 15名              | 270個 | 3名                     | 30個  |
| 2016年8月2日<br>(第15回)  | 0名                | 0個   | 17名              | 300個 | 8名                     | 80個  |
| 2017年7月31日<br>(第16回) | 3名                | 200個 | 30名              | 640個 | 23名                    | 230個 |

(注) 上記新株予約権には、退任等により行使の条件を満たしていない新株予約権は含まれていません。

## (2) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

### ①新株予約権の内容の概要

| 発行年月日                | 新株<br>予約権の<br>数 | 目的である<br>株式の<br>種類及び数 | 新株予約権<br>1個当たりの<br>株式数 | 発行<br>価額 | 新株予約権の<br>行使に際して<br>払い込むべき<br>1株当たりの金額 | 行使期間                                  |
|----------------------|-----------------|-----------------------|------------------------|----------|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 2006年7月31日<br>(第1回)  | 2個              | 普通株式<br>2,000株        | 1,000株                 | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2007年7月31日<br>(第2回)  | 67個             | 普通株式<br>6,700株        | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2008年7月31日<br>(第3回)  | 169個            | 普通株式<br>16,900株       | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2009年7月31日<br>(第4回)  | 401個            | 普通株式<br>40,100株       | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2010年7月31日<br>(第5回)  | 622個            | 普通株式<br>62,200株       | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2011年7月31日<br>(第6回)  | 546個            | 普通株式<br>54,600株       | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2012年7月31日<br>(第7回)  | 902個            | 普通株式<br>90,200株       | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2013年7月31日<br>(第8回)  | 945個            | 普通株式<br>94,500株       | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2014年8月1日<br>(第9回)   | 1,015個          | 普通株式<br>101,500株      | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2015年7月31日<br>(第10回) | 1,049個          | 普通株式<br>104,900株      | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2016年8月2日<br>(第11回)  | 1,584個          | 普通株式<br>158,400株      | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |
| 2017年7月31日<br>(第12回) | 1,290個          | 普通株式<br>129,000株      | 100株                   | 無償       | 1円                                     | 当社取締役及び執行役員のいずれの<br>地位も喪失した日の翌日から10年間 |

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

| 発行年月日                | 取締役<br>(社外取締役を除く) |      | 監査役<br>(社外監査役を除く) |     | 執行役員<br>(取締役を除く) |      | 使用人その他 |      |
|----------------------|-------------------|------|-------------------|-----|------------------|------|--------|------|
|                      | 保有者数              | 個数   | 保有者数              | 個数  | 保有者数             | 個数   | 保有者数   | 個数   |
| 2006年7月31日<br>(第1回)  | 1名                | 1個   | 0名                | 0個  | 0名               | 0個   | 1名     | 1個   |
| 2007年7月31日<br>(第2回)  | 1名                | 29個  | 0名                | 0個  | 0名               | 0個   | 2名     | 38個  |
| 2008年7月31日<br>(第3回)  | 1名                | 39個  | 0名                | 0個  | 0名               | 0個   | 4名     | 130個 |
| 2009年7月31日<br>(第4回)  | 1名                | 102個 | 0名                | 0個  | 0名               | 0個   | 6名     | 299個 |
| 2010年7月31日<br>(第5回)  | 2名                | 120個 | 0名                | 0個  | 0名               | 0個   | 8名     | 502個 |
| 2011年7月31日<br>(第6回)  | 2名                | 117個 | 0名                | 0個  | 0名               | 0個   | 8名     | 429個 |
| 2012年7月31日<br>(第7回)  | 4名                | 259個 | 0名                | 0個  | 2名               | 52個  | 13名    | 591個 |
| 2013年7月31日<br>(第8回)  | 4名                | 234個 | 1名                | 26個 | 2名               | 67個  | 15名    | 618個 |
| 2014年8月1日<br>(第9回)   | 3名                | 188個 | 1名                | 24個 | 5名               | 139個 | 16名    | 664個 |
| 2015年7月31日<br>(第10回) | 3名                | 209個 | 1名                | 23個 | 8名               | 193個 | 14名    | 624個 |
| 2016年8月2日<br>(第11回)  | 4名                | 357個 | 2名                | 86個 | 12名              | 450個 | 12名    | 691個 |
| 2017年7月31日<br>(第12回) | 5名                | 296個 | 2名                | 63個 | 17名              | 468個 | 10名    | 463個 |

(注) 当社は、社外取締役及び監査役(社外監査役を含む。)並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、本人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

# 会社の会計監査人に関する事項

## (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## (2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

|                                                             |           |
|-------------------------------------------------------------|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                                       | 536 百万円   |
| ② 当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 (①の金額を含む) | 1,155 百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザリー業務などについての対価を支払っています。
3. 「第152期定時株主総会招集ご通知」の事業報告「I. 重要な子会社の状況」(42ページ)に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

## (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

## 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々 の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

2020年3月31日現在の当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、2019年における内部統制システムの運用状況については、2020年2月に開催された内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、2020年3月に開催された取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト ([https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal\\_control\\_system\\_02.pdf?la=ja](https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system_02.pdf?la=ja)) に詳細な内容を掲載しています。

| 内部統制システムの概要                                                                                                                                                                                                                                                                             | 運用状況の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底</li> <li>●「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定</li> <li>●「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布</li> <li>●「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得</li> <li>●「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。</li> <li>■「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、これらをイントラネットに掲載すること等により、同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。</li> <li>■各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナーを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。</li> <li>■入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。</li> <li>■「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確保しています。</li> <li>■「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、本社の各執務フロアの掲示板における本制度に関するポスターの掲示、本制度の連絡先を記載した携帯用カードの配布のほか、同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の制定等を実施しました。</li> <li>■2019年は、「コンプライアンス委員会」を3回開催し、当委員会の中で、2018年の活動内容、2019年のコンプライアンス施策等を報告し、議論を行いました。また、コンプライアンス施策の一つとして、「インサイダー取引防止セミナー」、「個人情報保護に関するセミナー」、「パワハラ防止セミナー」、「セクハラ防止セミナー」等を実施しました。</li> </ul> |



| 内部統制システムの概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 運用状況の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理</li> <li>●情報漏洩等の防止措置の実施</li> <li>●職務執行に係る重要文書の監査役による適時の閲覧</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、「情報管理基本規程」において、情報セキュリティに関する役職員の責務、情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。</li> <li>■2019年も情報セキュリティ教育・啓発のため、「情報管理者セミナー」の開催や全役職員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施するとともに、当社グループにおける情報セキュリティ事件・事故事例について定期的に情報発信しました。</li> <li>■監査役から回付依頼のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●リスク管理の目的を、業績安定、体質強化、信用維持の3点とし、投資及び商取引それぞれに固有のリスクファクター及び共通のリスクファクターを分析・管理</li> <li>●社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施</li> <li>●「経営会議」の諮問機関として「内部統制委員会」、「全社投融資委員会」及び「サステナビリティ推進委員会」を設置</li> <li>●災害時の業務復旧プランの策定</li> <li>●社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■リスク管理に関する社内規則を改定し、当社のリスク管理については、事業活動を投資と商取引に区分し、それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを特定のうえ、その発生する蓋然性及び発生したときの影響を分析・評価することにより、リスク管理の目的を果たすよう最大限努めることとしました。また、定量化が可能なリスクのうち、特に全社に大きな影響のあるカントリー・リスク及び主要資産の状況について定期的に取締役会で報告しています。</li> <li>■社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。</li> <li>■2019年は、2020年4月に施行される民法改正にむけて、関連するQ&amp;Aをまとめた「民法改正に関するQ&amp;A」等を社内に発信するとともに、関連セミナーも実施しました。また、独禁法や公務員に対する贈賄防止について社内研修を実施しました。</li> <li>■2019年は「内部統制委員会」を3回開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しました。</li> <li>■「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。</li> <li>■2019年は、「サステナビリティ推進委員会」において、社会・環境に関するリスク管理の高度化に向けた取組、社会・環境関連リスク事案に関する報告を行いました。</li> <li>■2019年4月に災害対策の推進等を担う災害・安全対策推進部を発足させました。同部を中心として、業務復旧プランを策定し、初動対応チームによる定例会議を実施しています。特に2019年は、災害対応能力向上のための施策として、救命講座及び女性役職員を対象とした防災セミナーを実施しました。</li> <li>■「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。</li> </ul> |

| 内部統制システムの概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 運用状況の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること</li> <li>●社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化</li> <li>●業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入</li> <li>●取締役の任期：1年</li> <li>●取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下</li> <li>●取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置</li> <li>●意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置</li> <li>●取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。</li> <li>■取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。</li> <li>■「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めています。2019年は、相談役・名誉顧問制度の見直しに関する検討等を行い、その結果を取締役に答申しました。</li> <li>■意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として中期経営計画推進サポート委員会等を設置しています。</li> <li>■「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導</li> <li>●子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」についての当社宛打合せ・報告事項の制定及び当社から派遣した監査役等を通じた子会社その他連結対象会社の管理</li> <li>●子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援</li> <li>●当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルールの制定</li> <li>●月次ベースでの連結業績の把握及び管理</li> </ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。</li> <li>■連結対象会社ごとに「経営上の重要事項」を実施する場合の社内手続について定めています。監査役を派遣する連結対象会社等の判断基準、派遣監査役の選定手続及び当社から派遣した監査役が最低限実施すべきことを明確化し、派遣監査役に対して研修や情報共有等を実施しています。</li> <li>■子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」についての研修・説明会を通じた周知、子会社用モデル規程集の提供や「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。</li> <li>■「中期経営計画2020」で掲げた「ガバナンスの高度化」を実現すべく、グループガバナンス高度化プロジェクト（注）を推進しました。2019年は、本プロジェクトに関するガイドブックの解説を目的としたセミナーを実施するとともに、事業会社の管理部門責任者向けに内部統制に関する事例を共有する等して本プロジェクトの更なる周知・浸透を図りました。<br/> （注）子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援するプロジェクト。</li> <li>■内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。</li> </ul> |

| 内部統制システムの概要                                                                                                                                                                                                                                                           | 運用状況の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査役の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置</li> <li>●「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役の補佐を行う組織であることの明確化）</li> <li>●監査役による「監査役業務部」の人事評価の実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。</li> <li>■社内規則において、監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役の職務の補佐業務であることを明文化しています。</li> <li>■監査役業務部長の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。</li> </ul>                                                                                                                                             |
| 7. 監査役への報告に関する体制                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備</li> <li>●当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明</li> <li>●上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■社内規則に基づき、監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融資委員会」、「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」及び「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。</li> <li>■監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、監査役の求めに応じて各社の事業について役職員から報告・説明を行っています。</li> <li>■監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないこと及び禁止される不利益な取り扱いが行われていると考えられる場合にはスピーク・アップ受付窓口申し出ることができることを社内ルール上明記しています。</li> </ul> |
| 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●社外監査役に法律や会計等の専門家を登用</li> <li>●内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持</li> <li>●監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施</li> <li>●当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施</li> <li>●監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明確化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。また、会計監査人への定期的な監査結果の共有も実施しています。</li> <li>■監査役は、会計監査人と定例会、子会社常勤監査役との情報連絡会や少人数に分けてのミーティングなどを実施しています。2019年においても、少人数に分けてのミーティングを複数回開催し、事業会社の常勤監査役との意見交換及び情報交換を実施しました。</li> <li>■監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。</li> </ul>                                               |

# 連結計算書類

## 連結持分変動計算書〔国際会計基準により作成〕

(単位：百万円)

| 第152期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) |                |         |         |                 |           |           |           |           |
|--------------------------------|----------------|---------|---------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目                            | 親会社の所有者に帰属する持分 |         |         |                 |           |           | 非支配<br>持分 | 資本合計      |
|                                | 資本金<br>－普通株式   | 資本剰余金   | 自己株式    | その他の資本の<br>構成要素 | 利益剰余金     | 合計        |           |           |
| <b>2019年4月1日残高</b>             | 219,449        | 258,292 | △ 2,501 | 234,937         | 2,061,306 | 2,771,483 | 134,716   | 2,906,199 |
| 会計方針の変更の影響                     |                |         |         |                 | △ 53,325  | △ 53,325  | △ 909     | △ 54,234  |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高              | 219,449        | 258,292 | △ 2,501 | 234,937         | 2,007,981 | 2,718,158 | 133,807   | 2,851,965 |
| 当期利益                           |                |         |         |                 | 171,359   | 171,359   | 18,158    | 189,517   |
| その他の包括利益                       |                |         |         | △ 240,772       |           | △ 240,772 | △ 3,206   | △ 243,978 |
| <b>当期包括利益</b>                  |                |         |         |                 |           | △ 69,413  | 14,952    | △ 54,461  |
| <b>所有者との取引額：</b>               |                |         |         |                 |           |           |           |           |
| 株式報酬取引                         | 164            | 164     |         |                 |           | 328       |           | 328       |
| 非支配持分の取得及び処分                   |                | △ 1,357 |         |                 |           | △ 1,357   | 11,516    | 10,159    |
| 自己株式の取得及び処分                    |                |         | 225     |                 |           | 225       |           | 225       |
| 親会社の所有者への配当                    |                |         |         |                 | △ 103,675 | △ 103,675 |           | △ 103,675 |
| 非支配持分株主への配当                    |                |         |         |                 |           |           | △ 11,821  | △ 11,821  |
| その他                            |                | △ 133   |         |                 |           | △ 133     |           | △ 133     |
| <b>利益剰余金への振替</b>               |                |         |         | 1,781           | △ 1,781   | －         |           | －         |
| <b>2020年3月31日残高</b>            | 219,613        | 256,966 | △ 2,276 | △ 4,054         | 2,073,884 | 2,544,133 | 148,454   | 2,692,587 |

| 第151期(ご参考)(2018年4月1日から2019年3月31日まで) |                |         |         |                 |           |           |           |           |
|-------------------------------------|----------------|---------|---------|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科 目                                 | 親会社の所有者に帰属する持分 |         |         |                 |           |           | 非支配<br>持分 | 資本合計      |
|                                     | 資本金<br>－普通株式   | 資本剰余金   | 自己株式    | その他の資本の<br>構成要素 | 利益剰余金     | 合計        |           |           |
| <b>2018年4月1日残高</b>                  | 219,279        | 265,126 | △ 2,796 | 248,564         | 1,827,987 | 2,558,160 | 136,161   | 2,694,321 |
| 会計方針の変更の影響                          |                |         |         |                 | 3,270     | 3,270     |           | 3,270     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                   | 219,279        | 265,126 | △ 2,796 | 248,564         | 1,831,257 | 2,561,430 | 136,161   | 2,697,591 |
| 当期利益                                |                |         |         |                 | 320,523   | 320,523   | 17,264    | 337,787   |
| その他の包括利益                            |                |         |         | △ 15,448        |           | △ 15,448  | △ 370     | △ 15,818  |
| <b>当期包括利益</b>                       |                |         |         |                 |           | 305,075   | 16,894    | 321,969   |
| <b>所有者との取引額：</b>                    |                |         |         |                 |           |           |           |           |
| 株式報酬取引                              | 170            | 170     |         |                 |           | 340       |           | 340       |
| 非支配持分の取得及び処分                        |                | △ 7,760 |         |                 |           | △ 7,760   | △ 10,319  | △ 18,079  |
| 自己株式の取得及び処分                         |                |         | 295     |                 |           | 295       |           | 295       |
| 親会社の所有者への配当                         |                |         |         |                 | △ 88,653  | △ 88,653  |           | △ 88,653  |
| 非支配持分株主への配当                         |                |         |         |                 |           |           | △ 8,020   | △ 8,020   |
| その他                                 |                | 756     |         |                 |           | 756       |           | 756       |
| <b>利益剰余金への振替</b>                    |                |         |         | 1,821           | △ 1,821   | －         |           | －         |
| <b>2019年3月31日残高</b>                 | 219,449        | 258,292 | △ 2,501 | 234,937         | 2,061,306 | 2,771,483 | 134,716   | 2,906,199 |

# 連結注記表 (第 152 期)

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。  
なお、同項後段の規定により、IFRS により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称  
連結子会社の数 663 社  
主要な連結子会社の名称

|       | 会社名                   |
|-------|-----------------------|
| 連結子会社 | 米州住友商事会社<br>SCSK 株式会社 |

### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称  
持分法適用会社の数 294 社  
主要な持分法適用会社の名称

|         | 会社名                                 |
|---------|-------------------------------------|
| 持分法適用会社 | 三井住友ファイナンス＆リース株式会社<br>株式会社ジュピターテレコム |

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①金融資産の評価基準及び評価方法

償却原価で測定される金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。  
ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については取引価格で当初認識しています。  
当初認識後、帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

FVTOCIの負債性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。  
当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。  
FVTOCIの負債性金融資産の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高を当期利益に振り替えています。

FVTPLの金融資産

資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定しその変動を当期利益で認識しています。  
資本性金融商品は公正価値で測定しその変動を当期利益で認識しています。ただし、当社が当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（撤回不能）を行う場合はこの限りではありません。  
FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に当期利益で認識しています。



## FVTOCIの資本性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。FVTOCIの資本性金融資産の認識を中止した場合又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、当期利益で認識していません。

ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期利益で認識しています。

## 減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12ヶ月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じうる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

信用リスクの変動及び予想信用損失の算定に当たっては、主に当社独自の信用格付けであるSumisho Credit Rating (SCR)を用いています。これには、債務者の過去の貸倒実績、現在の財務状態及び合理的に利用可能な将来予測情報等が含まれています。

信用減損の証拠については、債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。

また、報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、担保や保証等を含め債務者の個別の状況を総合的に評価したうえで個別に予想信用損失を測定しています。なお、金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

## ②非金融資産の評価基準及び評価方法

### 棚卸資産

取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

なお、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得した棚卸資産については、売却費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益で認識しています。

短期的な価格変動により利益を獲得する目的以外で取得した棚卸資産については、個々の棚卸資産に代替性がない場合、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合、主に移動平均法に基づいて算定しています。

### 有形固定資産及び投資不動産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

### 無形資産

取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

## 減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっています。

## (2) 売却目的で保有する非流動資産の処理方法

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

## (3) 資産の償却の方法

### ①有形固定資産

|               |         |
|---------------|---------|
| 建物及び附属設備、機械設備 | 主として定額法 |
| 鉱業権           | 生産高比例法  |

### ②無形資産（のれんを除く）

定額法

### ③投資不動産

主として定額法

## (4) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

## (5) 確定給付年金制度の処理方法

確定給付年金制度に関連する当社の純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、当該金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことによって算定しています。

年金制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の増減部分は、即時に当期利益で認識しています。確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、即時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

## (6) ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当初のヘッジ指定時点において、当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法並びに非有効部分の発生原因の分析を文書化しています。

ヘッジ関係の開始時及び継続期間中にわたって、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか若しくは密接に合致しているかどうかの定性的な評価、又はヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価格変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高い必要があります。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に当期利益として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

### ①公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は当期利益で認識しています。

ヘッジ対象の帳簿価額は公正価値で測定し、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その変動を当期利益で認識しています。



## ②キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債又は当期利益に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の資本の構成要素に含めています。キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で当期利益に振り替えられています。デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に当期利益で認識しています。

## ③在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の再換算により発生した換算差額は、ヘッジが有効な範囲においてその他の包括利益で認識し、「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。

## (7) 収益の計上基準

通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益(リース取引及び金融商品取引を除く。)を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

## (8) 消費税等の会計処理

税抜方式

# 会計方針の変更に関する事項

当連結会計年度より強制適用となった以下の基準書及び解釈指針を適用しています。

## 1. IFRS 第 16 号「リース」

本基準の適用により、過去に IAS 第 17 号「リース」を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースは、適用開始日に使用権資産及びリース負債として認識しています。

当社は、契約時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しています。リース期間が 12 ヶ月以内に終了する短期リースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

使用権資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整しています。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っています。

リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しています。リース料は、リース負債残高に対して毎期一定の率の金利を生じさせるよう、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。金融費用は、連結包括利益計算書上、減価償却費と区分して表示しています。

また、従来、連結財政状態計算書において「営業債務及びその他の債務」に含めて表示していた「リース負債」は、IFRS 第 16 号の適用に伴い、金額的重要性が増したことから、当期より独立掲記しています。

使用権資産は「棚卸資産」、「有形固定資産」、「無形資産」、「投資不動産」に含まれています。

IFRS 第 16 号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法（修正遡及アプローチ）を採用しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当期首において、資産が 391,100 百万円、負債が 415,116 百万円それぞれ増加し、利益剰余金が 23,107 百万円減少しています。

適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は 1.3% です。

前期において IAS 第 17 号を適用した解約不能オペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりです。

| (単位：百万円)                |         |
|-------------------------|---------|
| 解約不能オペレーティング・リース契約      | 322,421 |
| 加重平均追加借入利率              | 1.3%    |
| 解約不能オペレーティング・リース契約（割引後） | 304,390 |
| ファイナンス・リース債務            | 68,354  |
| 解約可能オペレーティング・リース契約等     | 107,150 |
| リース負債                   | 479,894 |

当社は、IFRS 第 16 号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては実務上の便法を選択し、IAS 第 17 号及び IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」における判断を引き継いでいます。

なお、当社は、以下の実務上の便法を適用しています。

- ・適用開始日から 12 ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理しています。
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外しています。
- ・リースを延長又は解約するオプションが含まれている契約のリース期間を算定する際に、事後的判断を使用しています。

## 2. IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

当連結会計年度より IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂を適用しています。

本改訂により、関連会社及び共同支配企業に対する長期持分の会計処理が明確化されています。これにより、長期持分に対して、持分法による損失を取り込む前に、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用して減損損失を認識しています。

IAS 第 28 号改訂の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当期首において、営業債権及びその他の債権及び利益剰余金が 30,218 百万円それぞれ減少しています。

# 会計上の見積りの変更に関する事項

当連結会計年度における重要な会計上の見積りの変更は「連結包括利益計算書に関する事項 減損損失」に記載しています。

## 連結財政状態計算書に関する事項

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

| 種類           | 期末残高        |
|--------------|-------------|
| 現金及び預金       | 38,188 百万円  |
| 営業債権及びその他の債権 | 281,491 百万円 |
| 棚卸資産         | 28,589 百万円  |
| 有価証券及び投資     | 142,239 百万円 |
| 有形固定資産       | 86,040 百万円  |
| 投資不動産        | 2,915 百万円   |
| 合計           | 579,462 百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|          |             |
|----------|-------------|
| 社債及び借入金等 | 177,090 百万円 |
| 合計       | 177,090 百万円 |

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金 22,851 百万円

3. その他の流動資産に含まれる未収法人税等 35,339 百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 986,280 百万円

5. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 91,445 百万円

### 6. 保証債務

|               | 期末残高        |
|---------------|-------------|
| 関連会社の債務に対する保証 | 73,168 百万円  |
| その他の債務に対する保証  | 42,533 百万円  |
| 合計            | 115,701 百万円 |

# 連結包括利益計算書に関する事項

## 減損損失

当連結会計年度の減損損失のうち、重要なものは以下のとおりです。  
鋼管事業会社 B&L PIPECO SERVICES, INC. において、原油価格下落に伴う需要減少及び長期事業計画の見直しの結果、21,525 百万円の減損損失を連結包括利益計算書の「固定資産評価損」に計上しています。

(ご参考)  
前連結会計年度の減損損失のうち、重要なものは以下のとおりです。  
マダガスカルニッケル事業 10,431 百万円

減損損失は、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

# 連結持分変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数 (普通株式) 1,250,985,467 株
- 当期末時点の発行済株式数は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により 197,800 株増加しています。
2. 第 152 期中に行った剰余金の配当に関する事項

2019 年 6 月 21 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を決議しました。

|            |                  |
|------------|------------------|
| 配当金の総額     | 47,458,762,476 円 |
| 1 株当たりの配当額 | 38 円             |
| 基準日        | 2019 年 3 月 31 日  |
| 効力発生日      | 2019 年 6 月 24 日  |

2019 年 11 月 1 日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を決議しました。

|            |                  |
|------------|------------------|
| 配当金の総額     | 56,215,909,035 円 |
| 1 株当たりの配当額 | 45 円             |
| 基準日        | 2019 年 9 月 30 日  |
| 効力発生日      | 2019 年 12 月 2 日  |

## 3. 第 152 期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020 年 6 月 19 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を付議します。

|            |                  |
|------------|------------------|
| 配当金の総額     | 43,724,888,830 円 |
| 配当の原資      | 利益剰余金            |
| 1 株当たりの配当額 | 35 円             |
| 基準日        | 2020 年 3 月 31 日  |
| 効力発生日      | 2020 年 6 月 22 日  |

#### 4. 定時株主総会又は取締役会決議による新株予約権の目的となる株式数

|                                          |            |
|------------------------------------------|------------|
| 2006年6月23日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 2,000株     |
| 2007年6月22日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 6,700株     |
| 2008年6月20日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 16,900株    |
| 2009年6月19日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 40,100株    |
| 2010年6月22日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 62,200株    |
| 2011年6月24日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 54,600株    |
| 2012年6月22日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 90,200株    |
| 2013年6月21日開催 定時株主総会<br>(株式報酬型ストック・オプション) | 94,500株    |
| 2014年7月31日開催 取締役会<br>(株式報酬型ストック・オプション)   | 101,500株   |
| 2015年7月30日開催 取締役会                        | 45,000株    |
| 2015年7月30日開催 取締役会<br>(株式報酬型ストック・オプション)   | 104,900株   |
| 2016年8月1日開催 取締役会                         | 38,000株    |
| 2016年8月1日開催 取締役会<br>(株式報酬型ストック・オプション)    | 158,400株   |
| 2017年7月28日開催 取締役会                        | 107,000株   |
| 2017年7月28日開催 取締役会<br>(株式報酬型ストック・オプション)   | 129,000株   |
| 合計                                       | 1,051,000株 |

なお、合計のうち332,900株については、当期末において権利行使期間の初日が到来していません。



# 金融商品に関する事項

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社の財務運営の方針・目的は、中長期にわたり安定的な資金調達を行うこと及び十分な流動性を保持することです。有価証券及びその他の投資は主として金融機関や取引先が発行する株式等への戦略的な投資です。これらの株式投資には株価変動リスクが伴いますが、当社は四半期ごとに公正価値で評価を行っています。営業債権及びその他の債権は取引先に対する売掛金・貸付金等であり、これに係る信用リスクは、マネジメントにより承認されたクレジットライン及び内部格付制度に基づく取引先等の信用力の定期的なモニタリングを通じて管理しています。また、信用リスクが顕在化した場合に備え、少なくとも四半期ごとにこれら債権の回収可能性の評価に基づき、貸倒引当金を設定しています。

当社は国際的に営業活動を行っており、為替、金利及び商品価格の変動リスクに晒されています。当社が取り組んでいるデリバティブは、主にこれらのリスクを軽減するための為替予約、通貨スワップ、金利スワップ及び商品先物取引などです。当社は為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクの変化を継続的に監視すること並びにヘッジ機会を検討することによって、これらのリスクを評価しています。当社はトレーディング目的のための商品デリバティブを保有又は発行しています。

当社では、金融市場の混乱等いくつかの有事シナリオを想定し、流動性リスクを監視しています。必要となる流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等により調達した資金を、信用力の高い金融機関に預金として確保しています。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

| 償却原価で測定される金融商品 <span>(単位：百万円)</span> |           |           |        |
|--------------------------------------|-----------|-----------|--------|
|                                      | 帳簿価額      | 公正価値      | 差額     |
| 資産：                                  |           |           |        |
| 有価証券及びその他の投資                         | 7,332     | 7,332     | —      |
| 営業債権及びその他の債権                         | 1,523,408 | 1,539,518 | 16,110 |
| 負債：                                  |           |           |        |
| 社債及び借入金                              | 3,189,392 | 3,221,190 | 31,798 |
| 営業債務及びその他の債務                         | 1,017,089 | 1,017,309 | 220    |

| 公正価値で測定される金融商品 |         |         |    |
|----------------|---------|---------|----|
|                | 帳簿価額    | 公正価値    | 差額 |
| 資産：            |         |         |    |
| 有価証券及びその他の投資   | 353,643 | 353,643 | —  |
| 営業債権及びその他の債権   | 39,551  | 39,551  | —  |
| その他の金融資産       | 207,704 | 207,704 | —  |
| 負債：            |         |         |    |
| 営業債務及びその他の債務   | 119,199 | 119,199 | —  |
| その他の金融負債       | 133,629 | 133,629 | —  |

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積もっています。

- (1) 現金及び現金同等物、定期預金、有価証券  
満期までの期間が短期であるため帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。
- (2) その他の投資  
市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっています。  
非上場普通株式は、割引|将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法並びにその他の評価方法により、公正価値を算定しています。
- (3) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務  
帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付貸付金等を除く当該債権債務の公正価値については、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。
- (4) 社債及び借入金  
帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く社債及び借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。
- (5) その他の金融資産、その他の金融負債  
金利スワップ、通貨スワップ及び通貨オプションの公正価値については、ブローカーによる提示相場や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっています。為替予約の公正価値については、同様の条件により行う為替予約の市場価格に基づき見積もっています。金利先物取引・債券先物取引、商品先物、先渡し及びスワップ取引の公正価値については、市場価格等を用いて見積もっています。

## 投資不動産に関する事項

### 1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しています。

### 2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

| 帳簿価額    | 公正価値    |
|---------|---------|
| 355,844 | 406,649 |

(注1) 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び反映される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

## 1 株当たり情報に関する事項

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分       | 2,036円48銭 |
| 2. 1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属) | 137円18銭   |

## 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

# 計算書類

## [単体] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 第152期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) |         |           |                  |                 |           |                    |             |           |            |                          |                 |                        |           |           |                 |
|--------------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|--------------------|-------------|-----------|------------|--------------------------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|-----------------|
|                                | 株主資本    |           |                  |                 |           |                    |             |           | 評価・換算差額等   |                          |                 |                        | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |                 |
|                                | 資本金     | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金     |                    |             | 自己<br>株式  | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価<br>差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算<br>差額等<br>合計 |           |           |                 |
|                                |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益<br>別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |           |            |                          |                 |                        |           |           | 利益<br>剰余金<br>合計 |
| 当期首残高                          | 219,448 | 230,582   | 25               | 230,607         | 17,696    | 65,042             | 601,300     | 684,039   | △ 2,500    | 1,131,595                | 116,966         | 1,410                  | 118,377   | 1,125     | 1,251,098       |
| 当期変動額                          |         |           |                  |                 |           |                    |             |           |            |                          |                 |                        |           |           |                 |
| 新株の発行                          | 163     | 163       |                  | 163             |           |                    |             |           |            | 327                      |                 |                        |           |           | 327             |
| 剰余金の配当                         |         |           |                  |                 |           |                    | △ 103,674   | △ 103,674 |            | △ 103,674                |                 |                        |           |           | △ 103,674       |
| 当期純利益                          |         |           |                  |                 |           |                    | 104,046     | 104,046   |            | 104,046                  |                 |                        |           |           | 104,046         |
| 自己株式の取得                        |         |           |                  |                 |           |                    |             |           | △ 5        | △ 5                      |                 |                        |           |           | △ 5             |
| 自己株式の処分                        |         |           | △ 17             | △ 17            |           |                    |             |           | 231        | 213                      |                 |                        |           |           | 213             |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額(純額)    |         |           |                  |                 |           |                    |             |           |            | —                        | △ 50,173        | 22,923                 | △ 27,249  | △ 144     | △ 27,394        |
| 当期変動額合計                        | 163     | 163       | △ 17             | 146             | —         | —                  | 371         | 371       | 226        | 907                      | △ 50,173        | 22,923                 | △ 27,249  | △ 144     | △ 26,486        |
| 当期末残高                          | 219,612 | 230,746   | 8                | 230,754         | 17,696    | 65,042             | 601,672     | 684,411   | △ 2,274    | 1,132,503                | 66,793          | 24,334                 | 91,127    | 980       | 1,224,612       |

| 第 151 期 (ご参考) (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで) |         |           |                  |                 |           |                    |             |                 |          |            |                          |                 |           |           |                        |
|----------------------------------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|--------------------|-------------|-----------------|----------|------------|--------------------------|-----------------|-----------|-----------|------------------------|
|                                                    | 株主資本    |           |                  |                 |           |                    |             |                 | 評価・換算差額等 |            |                          |                 | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |                        |
|                                                    | 資本金     | 資本剰余金     |                  |                 | 利益剰余金     |                    |             |                 | 自己<br>株式 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価<br>差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 |           |           | 評価・<br>換算<br>差額等<br>合計 |
|                                                    |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益<br>別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |          |            |                          |                 |           |           |                        |
| 当期首残高                                              | 219,278 | 230,412   | 17               | 230,430         | 17,696    | 65,042             | 429,462     | 512,201         | △ 2,763  | 959,146    | 146,907                  | 452             | 147,360   | 1,196     | 1,107,703              |
| 会計方針の変更による累積的影響額                                   |         |           |                  |                 |           |                    | 3,134       | 3,134           |          | 3,134      |                          |                 |           |           | 3,134                  |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                                  | 219,278 | 230,412   | 17               | 230,430         | 17,696    | 65,042             | 432,596     | 515,335         | △ 2,763  | 962,280    | 146,907                  | 452             | 147,360   | 1,196     | 1,110,837              |
| 当期変動額                                              |         |           |                  |                 |           |                    |             |                 |          |            |                          |                 |           |           |                        |
| 新株の発行                                              | 169     | 169       |                  | 169             |           |                    |             |                 |          | 339        |                          |                 |           |           | 339                    |
| 剰余金の配当                                             |         |           |                  |                 |           |                    | △ 88,656    | △ 88,656        |          | △ 88,656   |                          |                 |           |           | △ 88,656               |
| 当期純利益                                              |         |           |                  |                 |           |                    | 257,361     | 257,361         |          | 257,361    |                          |                 |           |           | 257,361                |
| 自己株式の取得                                            |         |           |                  |                 |           |                    |             |                 | △ 6      | △ 6        |                          |                 |           |           | △ 6                    |
| 自己株式の処分                                            |         |           | 8                | 8               |           |                    |             |                 | 269      | 277        |                          |                 |           |           | 277                    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)                               |         |           |                  |                 |           |                    |             |                 |          | —          | △ 29,941                 | 958             | △ 28,982  | △ 71      | △ 29,054               |
| 当期変動額合計                                            | 169     | 169       | 8                | 177             | —         | —                  | 168,704     | 168,704         | 262      | 169,314    | △ 29,941                 | 958             | △ 28,982  | △ 71      | 140,260                |
| 当期末残高                                              | 219,448 | 230,582   | 25               | 230,607         | 17,696    | 65,042             | 601,300     | 684,039         | △ 2,500  | 1,131,595  | 116,966                  | 1,410           | 118,377   | 1,125     | 1,251,098              |

# 個別注記表 (第 152 期)

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

満期保有目的債券

その他有価証券 時価のあるもの

時価のないもの

子会社株式及び関連会社株式

時価法 (売却原価は移動平均法により算定)

償却原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

トレーディング目的で保有する棚卸資産

移動平均法又は個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

時価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

2007 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産 旧定額法

2007 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産 定額法

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12 年) による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12 年) による定額法により翌期から費用計上しています。

### 4. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

## 5. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

## 6. 消費税等の会計処理

税抜方式

## 7. その他

連結納税制度を適用しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債の額は、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいています。

# 貸借対照表に関する事項

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

### (1) 担保に供している資産

| 種類     | 期末残高       |
|--------|------------|
| 建物     | 3,158百万円   |
| 土地     | 354百万円     |
| 無形固定資産 | 770百万円     |
| 投資有価証券 | 8,309百万円   |
| 関係会社株式 | 116,901百万円 |
| 長期貸付金  | 3,016百万円   |
| 合計     | 132,509百万円 |

### (2) 担保に係る債務

|           |          |
|-----------|----------|
| その他の固定負債等 | 1,792百万円 |
| 合計        | 1,792百万円 |

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

64,405百万円

## 3. 保証債務

|                    | 期末残高       |
|--------------------|------------|
| 関係会社の債務に対する保証      | 513,945百万円 |
| その他の債務に対する保証       | 28,284百万円  |
| 小計                 | 542,230百万円 |
| 関係会社の資金調達に係る経営指導念書 | 376,460百万円 |
| 合計                 | 918,690百万円 |

## 4. 受取手形割引残高

19,749百万円

## 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |            |        |            |
|--------|------------|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 422,225百万円 | 長期金銭債権 | 105,711百万円 |
| 短期金銭債務 | 216,219百万円 | 長期金銭債務 | 11,210百万円  |

## 損益計算書に関する事項

### 1. 関係会社との営業取引高

|     |             |
|-----|-------------|
| 売上高 | 805,723 百万円 |
| 仕入高 | 344,307 百万円 |

### 2. 関係会社との営業取引以外の取引高 328,974 百万円

### 3. 投資有価証券評価損及び関係会社貸倒引当金繰入額

当期において、マダガスカルニッケル事業に対する投資について、69,932 百万円の「投資有価証券評価損」を計上しました。

## 株主資本等変動計算書に関する事項

### 1. 発行済株式数（普通株式） 1,250,985,467 株

当期末時点の発行済株式数は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行により 197,800 株増加しています。

### 2. 自己株式数（普通株式）

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 当期首残高               | 1,872,865 株        |
| ストック・オプション権利行使による減少 | △ 173,200 株        |
| 単元未満株式の買取等による増加     | 3,264 株            |
| 当期末残高               | <u>1,702,929 株</u> |

## 税効果会計に関する事項

### 1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

投資有価証券の評価損及び貸倒引当金等

### 2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益等



# 関連当事者との取引に関する事項

| 属性  | 会社等の名称                                                 | 議決権の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                  | 取引金額<br>(百万円) | 科目         | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------------------------------|--------------|---------------|------------------------|---------------|------------|---------------|
| 子会社 | 住友商事グローバル<br>メタルズ株式会社                                  | 直接 100%      | 資金の貸付         | 資金の回収(注1)<br>利息の受取(注1) | 3,976<br>391  | 短期貸付金<br>— | 62,940<br>—   |
| 子会社 | SUMMIT AMBATO VY<br>MINERAL RESOURCES<br>INVESTMENT BV | 直接 100%      | 債務保証          | 債務保証(注2)<br>保証料の受取(注2) | 49,532<br>619 | —<br>—     | —<br>—        |

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しています。

## 1 株当たり情報に関する事項

1. 1 株当たり純資産額 979円47銭

2. 1 株当たり当期純利益 83円29銭

## 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。